



前橋事件/社団である医療法人が
退社した社員に対して返還する出資金の返還額

第 38 回 2011 年（平成 23 年）4 月 8 日

発表 安部 勝一

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

<第38回 租税判例研究会>

平成23年4月8日
税理士 安部 勝一

タイトル

前橋地方裁判所平成16年(ワ)第21号出資金等返還、損害賠償請求事件(一部認容)(控訴)
平成18年2月24日判決 【金融・商事判例1310号40頁】
【社団である医療法人が退社した社員に対して返還する出資金の返還額】

判決(平成18年2月24日言渡)

主 文

- 1 被告医療法人愛全会は、原告に対し、金4億7110万1049円及びこれに対する平成16年2月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告医療法人愛全会に対するその余の請求及びその余の被告らに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告及び被告医療法人愛全会に生じた費用の各3分の1と被告Y2、被告Y3及び被告群馬県に生じた費用の各全部を原告の負担とし、原告及び被告医療法人愛全会に生じたその余の費用を被告医療法人愛全会の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告医療法人愛全会は、原告に対し、金4億7110万1049円及びこれに対する平成16年2月1日(本件訴状送達の日)の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して金1億1881万1000円並びにこれに対する被告医療法人愛全会及び被告Y2については平成16年2月1日、被告Y3については同月2日、被告群馬県については同月3日(各被告に対する本件訴状送達の日)の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告Y2、被告Y3及び被告群馬県は、原告に対し、連帯して金8888万円及びこれに対する被告Y2については平成16年2月1日、被告Y3については同月2日、被告群馬県については同月3日(各被告に対する本件訴状送達の日)の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件各請求の概要

本件各請求の概要は次のとおりである。ただし、原告は、付帯請求として、次の各請求につきいずれも本件訴状送達の日)の翌日から民法所定の遅延損害金の支払も求めている。

(1) 被告医療法人愛全会(以下「被告愛全会」という。)に対する請求

ア 請求1(第1の1)について

原告は、被告愛全会の出資社員であった原告の両親のA(以下「A」という。)及びB(以下「B」という。)の死亡を原因とする退社によって発生した出資金返還請求権を相続等により取得したと主張して、同被告に対し、出資金返還請求権の内金4億7110万1049円の支払を求めている。

イ 請求2(第1の2)について

原告は、Bが、以前に被告愛全会を相手方として提起又は参加した同被告の運営に関する一連の訴訟において、弁護士費用6381万1000円を支払ったところ、この弁護士

費用は同被告の有益費であるから、民法702条又は商法268条の2の類推により有益費の償還を求めると主張して、同被告に対し、相続により取得した有益費償還請求権に基づき、同額の支払を求めている。

また、原告は、Bが、被告愛全会の債権者に対して、同被告の負担する債務5500万円を代位弁済したと主張して、同被告に対し、相続により取得した有益費償還請求権に基づき、同額の支払を求めている。

ただし、原告は、この項の請求に係る金員については、他の被告全員との連帯支払を求めている。

(2) 被告Y2 (以下「被告Y2」という。) に対する請求

原告は、被告Y2が被告愛全会の運営に関してBや原告を排斥する動きをした結果、被告Y2が被告愛全会の理事長に選任又は重任された旨の登記がされたところ、その登記を得るに至る一連の被告Y2の行為が、Bや原告に対する不法行為を構成すると主張して、同被告に対し、不法行為に基づき (ただし、Bに対する不法行為に基づく損害賠償請求権については相続により取得したもの)、次のア及びイの損害金の支払を求めている。

ア 請求2 (第1の2) に係る損害金

Bが被告愛全会の有益費として支出したと主張する6381万1000円と5500万円の合計1億1881万1000円 [上記(1)イ参照]。ただし、原告は、この項の請求に係る金員については、ほかの被告全員との連帯支払を求めている。

イ 請求3 (第1の3) に係る損害金

出資証券取戻費用、慰謝料及び本件訴訟の弁護士費用の合計8888万円。ただし、原告は、この項の請求に係る金員については、被告愛全会を除くほかの被告らとの連帯支払を求めている。

(3) 被告Y3 (以下「被告Y3」という。) に対する請求

原告は、被告Y2の原告に対する不法行為 [上記(2)参照] が被告Y3及びF (以下「F」という。本件において、当初Fも被告であったが、Fが死亡したことを契機に、原告はFに対する訴えを取り下げた。) と共謀の上で行われたものであると主張して、被告Y3に対し、不法行為に基づき、被告Y2に対して請求するのと同額の損害金の支払を求めている。ただし、原告は、請求

2 (第1の2) に係る金員については他の被告全員との、請求3 (第1の3) に係る金員については被告愛全会を除く他の被告らとの連帯支払を求めている。

(4) 被告群馬県に対する請求

原告は、群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員が、故意又は過失によってその職務上の義務を怠ったことにより、被告Y2のBないし原告に対する不法行為 [上記(2)参照] を阻止できなかったと主張して、被告群馬県に対し、国家賠償法1条1項に基づき、被告Y2に対して請求するのと同額の損害金の支払を求めている。ただし、原告は、請求2 (第1の2) に係る金員についてはほかの被告全員との、請求3 (第1の3) に係る金員については被告愛全会を除く被告らとの連帯支払を求めている。

2 前提事実 [証拠原因を掲記しない事実は全当事者間に争いがない。ただし、(3)の事実は当裁判所に顕著である。]

(1) 当事者等

ア 被告愛全会は、Aが442万5600円を、Bが20万円をそれぞれ出資して設立された医療法人である (設立当初の名称は「医療法人緑生会」であったが、以下、名称変更の前後を問わず、「被告愛全会」という)。被告愛全会は、群馬県太田市において、精神科の診療を行う武蔵野病院を経営している (名称が「甲野医院」や「緑生会病院」であったこともあるが、以下、名称変更の前後を問わず、「武蔵野病院」という)。被告愛全会の定款においては、社員になろうとする者は総会の承認を得なければならないと定められ (第5

条)、退社事由としては総会の決議や死亡が掲げられており(第6条)、「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」と定められている(第8条)。

現在、被告Y2は、被告愛全会の理事長として登記されており、また、武蔵野病院の院長の地位にある。

- イ Aは、昭和57年10月3日、死亡し、これにより、被告愛全会の社員の資格を失った。
- ウ Bは、平成13年6月14日、死亡し、これにより、被告愛全会の社員の資格を失った。
- エ Bは、A死亡当時、同人の妻であった。原告、D及びEは、AとBの子である。
- オ 平成15年12月25日、原告、D及びEの間で、Bの遺産全部を原告が相続する旨の遺産分割協議が成立した(甲5)。また、D及びEは、同日、原告に対し、Aの死亡に伴って相続により取得した被告愛全会に対する出資金返還請求権をそれぞれ贈与した(甲6の1・2)。
- カ 被告愛全会が設立されてから、現在に至るまで、その出資社員であった者はAとBのみである。被告愛全会には、現在、出資社員はいない。

(2) 事実経過

ア (ア) 平成4年5月12日、当庁昭和60年(ワ)第120号社員総会決議不存在確認請求事件及び同昭和61年(ワ)第253号当事者参加申立事件の判決が言い渡された。この訴訟において、原告であった原告補助参加人は、被告愛全会に対し、昭和57年1月26日の同被告の社員総会決議(Cほかの理事選任決議、A、B及び原告補助参加人ほかの社員退社承認決議並びにDほかの社員入社承認決議)と、同年7月3日の同被告の社員総会決議(Lほかの理事選任決議)がいずれも存在しないことの確認を求め、参加人であったBも、被告愛全会に対し、上記各社員総会決議がいずれも存在しないことの確認を求めた。上記判決は、原告補助参加人の訴えを却下し、Bの請求を全部認容するものであった。(甲7の1)原告補助参加人は、この判決を不服として控訴し〔東京高等裁判所平成4年(ネ)第1962号事件〕、第1審と同様の請求をするとともに、新たに原告補助参加人が被告愛全会の社員であることの確認を求める訴えを追加した。他方、被告愛全会も上記判決を不服として控訴し〔同平成4年(ネ)第2304号事件〕、Bの訴えを却下することを求めた。平成6年6月23日、この両事件について、原告補助参加人の控訴及び新たに追加された請求を棄却し、被告愛全会の控訴を棄却する旨の判決が言い渡された。(甲8の1)被告愛全会は、この判決を不服として上告したが〔最高裁判所平成6年(オ)第1963号事件〕、平成7年7月18日、この上告を棄却する旨の判決が言い渡された。(甲9の1)

(イ) 平成4年5月12日、当庁昭和60年(ワ)第121号社員総会決議不存在確認請求事件、同昭和61年(ワ)第140号共同訴訟参加申立事件及び同年(ワ)第254号共同訴訟参加申立事件の判決が言い渡された。この訴訟において、原告であったMは、被告愛全会に対し、昭和59年10月23日の同被告の社員総会決議(Nの理事解任決議、Oの理事選任決議及びPほかの理事重任決議)と、同月28日の同被告の社員総会決議(Lの理事解任決議及びQほかの理事重任決議)がいずれも存在しないことの確認を求め、参加人であった原告補助参加人は、被告愛全会に対し、Mが不存在確認を求める決議に加え、昭和59年10月23日の同被告の社員総会決議(Rほかの理事退任決議)と、同月28日の社員総会決議(Qほかの社員入社承認決議)がいずれも存在しないことの確認を求め、参加人であったBは、被告愛全会に対し、Mが不存在確認を求める決議に加え、昭和59年10月23日の同被告の社員総会決議(Rほかの理事退任決議)がいずれも存在しないことの確認を求めた。上記判決は、M及び原告補助参加人の訴えをいずれも却下し、Bの請求を全部認容するものであった。(甲7の2)原告補助参加人は、この判決を不服として控訴し〔東京高等裁判所平成4年(ネ)1963号事件〕、第1審と同様の請求をした。他方、被告愛全会も上記判決を不服として控訴し〔同

平成4年(ネ)第2318号事件)、Bの訴えを却下することを求めた。平成6年6月23日、この両事件について、原告補助参加人及び被告愛全会の控訴をいずれも棄却する旨の判決が言い渡された。(甲8の2)被告愛全会は、この判決を不服として上告したが〔最高裁判所平成6年(オ)第1964号事件〕、平成7年7月18日、この上告を棄却する旨の判決が言い渡された。(甲9の2)

イ 上記ア(ア)及び(イ)の訴訟の結果、被告愛全会の理事全員が欠けることとなった。そのため、Bは、平成7年8月10日、医療法68条に基づき、被告愛全会について、仮理事の申請を群馬県知事になした。群馬県知事は、平成7年10月3日、被告愛全会の仮理事として、H弁護士、I弁護士、G医師、被告Y2を選任した。この仮理事らは、仮理事長にH弁護士を選任した。

ウ 上記仮理事長は、平成8年2月19日、被告愛全会の臨時社員総会を開催し、この臨時社員総会において、G医師及び被告Y2の入社を承認し、理事に選任する旨の決議がされた。ところが、この理事らについて、理事選任登記はされなかった。

エ 平成12年4月26日、当庁平成10年(ワ)第325号社員総会決議取消請求事件及び同平成11年(ワ)第312号社員権不存在確認請求事件の判決が言い渡された(口頭弁論終結日は平成12年1月28日)。この訴訟において、B、原告、S及びTは、被告愛全会に対し、平成10年4月22日の同被告の社員総会決議(Uほかの社員入社承認決議及び被告Y2ほかの理事ないし監事選任決議)につき、主的にはいずれも存在しないことの確認を求め、予備的にはいずれも取り消すことを求め、被告愛全会は、原告、S及びTに対し、同人らが同被告の社員でないことの確認を求めた。上記判決は、Bの主位的請求を全部認容し、原告、S及びTの訴えをいずれも却下し、被告愛全会の請求を全部認容するものであった。(甲18の1)原告、S及びTは、この判決に対して控訴しなかった(甲18の2、弁論の全趣旨)。

被告愛全会は、この判決を不服として控訴し〔東京高等裁判所平成12年(ネ)第2894号事件〕、Bの請求を棄却することを求めたが、平成13年4月19日、この控訴を棄却する旨の判決が言い渡された。この判決の理由においては、被告愛全会の平成10年4月22日当時の社員が、B、被告Y3、被告Y2及びFの4名であったことを前提として、Bが不存在確認を求める決議につき、被告Y3及びFに対して社員総会の招集通知がされなかったこと、社員でない者が社員として取り扱われたことにおいて重大な瑕疵があると判断された。(甲18の2)

被告愛全会は、この判決を不服として上告及び上告受理の申立てをしたところ〔最高裁判所平成13年(オ)第1092号事件、同年(受)第1068号事件〕、平成13年11月27日、同年6月14日にBが死亡したことにより訴訟が終了した旨を宣言する決定がされた。したがって、平成13年4月19日に言い渡された上記東京高等裁判所の判決は確定していない。(甲18の3)

オ 平成13年12月15日、被告Y2、被告Y3、Fの3名が出席して、被告愛全会の社員総会が開催された。この社員総会において、上記3名を被告愛全会の理事に選出する旨の決議がされた(ただし、この決議の有効性には争いがある。)(甲19の2)

同日、上記3名が出席して、被告愛全会の理事会が開催された。この理事会において、被告Y2を理事長に選任する旨の決議がされた(ただし、この決議の有効性には争いがある。)(甲19の3)

被告Y2は、平成14年2月1日、自らについての被告愛全会の理事長重任登記を申請し、同登記が経由された(甲1、19の1)。

(3) 本件訴えの提起

原告は、平成16年1月20日、本件訴えを提起した。

3 争点

[被告愛全会に対する出資金返還請求に関する争点]

- (1) AはBに対し出資持分の一部を贈与したか。
- (2) Aの死亡に伴う出資金返還請求権のうち、D及びEが相続により取得した部分について、同人らが原告に対してした贈与は被告愛全会に対抗できるか。
- (3) Aの死亡に伴う出資金返還請求権は時効により消滅したか。
- (4) 仮にAの死亡に伴う出資金返還請求権が時効消滅した場合、Bの死亡に伴う出資金返還請求権が拡張するか。
- (5) A及びBの死亡に伴う出資金返還請求権は、被告愛全会の経営破綻により消滅したか。また、原告がA及びBの死亡に伴う出資金返還請求権を行使することは権利の濫用に当たるか。
- (6) 出資金返還請求権の額

[被告愛全会に対する有益費償還請求に関する争点]

- (7) Bと被告愛全会との間の訴訟についてBが支払った弁護士費用について、被告愛全会に対して有益費償還請求権があるか。
- (8) Bは、被告愛全会の債権者に対して、被告愛全会が負担する債務を代位弁済したか。
- (9) Bが支払った弁護士費用の一部及び代位弁済金の有益費償還請求権は、時効により消滅したか。

[被告愛全会を除く被告らに対する損害賠償請求に関する争点]

- (10) 被告Y2のBに対する不法行為の成否
- (11) 被告Y2及び被告Y3の原告に対する不法行為の成否
- (12) 群馬県知事ないし被告群馬県の職員のBないし原告に対する不法行為の成否
- (13) 損害及び因果関係
- (14) Bの被告Y2に対する不法行為に基づく損害賠償請求権は時効により消滅したか。
- (15) Bの被告群馬県に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権は時効により消滅したか。

4 争点についての当事者の主張

[被告愛全会に対する出資金返還請求に関する争点]

- (1) 争点(1)(AはBに対し出資持分の一部を贈与したか。)について

(原告及び原告補助参加人の主張)

Aは、昭和51年3月31日、Bに対し、自らの有する被告愛全会の出資持分のうち、162万5600円を贈与し、この贈与により、被告愛全会の出資持分は、A280万円、B182万5600円となった。

(被告愛全会の主張)

原告及び原告補助参加人の主張は否認する。

- (2) 争点(2)(Aの死亡に伴う出資金返還請求権のうち、D及びEが相続により取得した部分について、同人らが原告に対してした贈与は被告愛全会に対抗できるか。)について

(被告愛全会の主張)

Aの死亡に伴う出資金返還請求権のうちD及びEが相続により取得した部分について、同人らが原告に対してした贈与は、D及びEが債権譲渡通知をしていないため、被告愛全会に対抗できない。

(原告及び原告補助参加人の主張)

被告愛全会の主張は争う。

- (3) 争点(3)(Aの死亡に伴う出資金返還請求権は時効により消滅したか。)について

(被告愛全会の主張)

Aの死亡に伴う出資金返還請求権は、平成4年10月3日の経過により消滅時効が完成しており、被告愛全会は、平成16年4月16日の本件口頭弁論において、原告に対し、その時効を援用する旨の意思表示をした。

(原告及び原告補助参加人の主張)

被告愛全会の主張は争う。

- (4) 争点 (4) (仮にAの死亡に伴う出資金返還請求権が時効消滅した場合、Bの死亡に伴う出資金返還請求権が拡張するか。) について

(原告及び原告補助参加人の主張)

仮にAの死亡に伴う出資金返還請求権が時効消滅した場合、B死亡時にBのほかには出資社員はおらず、出資金返還請求権を有する者もいなかったということになる。したがって、Bは被告愛全会の唯一の出資社員であったことになるから、Bの死亡に伴う出資金返還請求権は、被告愛全会の純資産全部に拡張する (民法255条参照)。

(被告愛全会の主張)

原告及び原告補助参加人の主張は争う。原告及び原告補助参加人は、民法255条を引き合いに出すが、民法の共有論と本件の出資金返還請求権の問題とは同視できない。

- (5) 争点 (5) (A及びBの死亡に伴う出資金返還請求権は、被告愛全会の経営破綻により消滅したか。また、原告がA及びBの死亡に伴う出資金返還請求権を行使することは権利の濫用に当たるか。) について

(被告愛全会の主張)

A及びBは、乱脈経営により、被告愛全会を経営破綻に至らしめ、被告愛全会は、昭和55年11月18日、和議の申立てをすることになった。A及びBの死亡に伴う出資金返還請求権は、上記被告愛全会の経営破綻により、消滅した。

その後、被告愛全会の経営は、新経営陣の血のにじむような努力によって立て直された。にもかかわらず、原告が、A及びBの死亡に伴う出資金返還請求権を相続等により取得したとして行使することは、医療法人として認可され社会的責任をもつ病院である被告愛全会を私物化し、その経営を再び破綻に追い込みかねないものである。したがって、A及びBの死亡に伴う出資金返還請求権が上記経営破綻によって消滅しなかったとしても、原告がこれを行使することは、権利の濫用に当たり許されない。1

(原告及び原告補助参加人の主張)

被告愛全会は、その設立当時から現在まで、同一の法人格のまま存続しており、A及びBの出資金返還請求権が、被告愛全会の経営破綻によって消滅したということはない。

また、Aとその兄のCの間で、被告愛全会の運営を巡って熾烈な紛争があり、A死亡後、Bは、Aの遺志を継いでCや被告Y2の不正を是正するための訴訟を行ってきたのであって、この間の経過からすれば、Bの相続人である原告が、A及びBの死亡に伴う出資金返還請求権を行使することが権利の濫用に当たるはずがない。

- (6) 争点 (6) (出資金返還請求権の額) について

(原告及び原告補助参加人の主張)

ア 被告愛全会が所有する土地の評価額は、Bが死亡した平成13年においては、総額3億2907万6687円であり、平成16年においては、総額2億9357万9910円であった。

これをもとにすると、被告愛全会の純資産額は、平成13年度においては6億3135万9050円であり、平成15年度においては6億4849万1426円であった。

イ 被告愛全会のような医療法人の出資金返還は、医療法人の資産に対する出資持分に相当する資産の払戻しであって、この場合の資産の評価は、当該法人の事業の継続を前提として、当該資産を特定の事業のために一括して譲渡する場合の譲渡価格 (営業価格) を標準とすべきである。

そして、出資社員が1人しかいない場合に、その1人が死亡して、ほかに出資社員がいなくときの法人の資産の評価は、死亡時の資産の譲渡価格か、出資金返還請求時 (厳密には口頭弁論終結時) の資産の譲渡価格のいずれか高額な方の価格によるべきである。

ウ したがって、原告は、被告に対して、6億4849万1426円の出資金返還請求権があるが、本件においては、その内金4億7110万1049円を請求する。

(被告愛全会の主張)

ア (ア) 医療法人は、その非営利法人としての性格から、利益配当が禁じられているところ、その趣旨からすれば、出資社員が退社したときの出資金返還請求権の金額は、出資金額の限度とするべきである。

(イ) 仮に出資金額を限度としない場合、被告愛全会の総資産に対するBの死亡に伴う出資金返還請求権の割合は、Bが出資した当時の被告愛全会の全資産に対するBの出資金の割合を限度とするべきである。Bが出資した当時の被告愛全会の全資産は462万5600円であり、Bの出資金は20万円であるから、Bの出資金の割合は4.32パーセントである。したがって、Bの死亡に伴う出資金返還請求権の金額は、被告愛全会の総資産に対する4.32パーセントを限度とするべきである。そして、資産の評価の基準時は、Bの死亡時とするべきである。

イ 被告愛全会が所有する土地の評価額についての原告及び原告補助参加人の主張は争う。ところで、被告愛全会の平成14年3月31日期の決算報告書には、以前同被告の理事長であったAが費消した使途不明金2億1391万3438円のうち、館林税務署に認定された「債権償却特別勘定繰入額」1億6591万6208円が、特別償却されていたため計上されておらず、この差額の4799万7230円が「長期貸付金」として計上されているのみである。したがって、被告愛全会の純資産額を算定するに当たっては、上記使途不明金2億1391万3438円を控除しないと正確ではない。

[被告愛全会に対する有益費償還請求に関する争点]

(7) 争点(7)(Bと被告愛全会との間の訴訟についてBが支払った弁護士費用について、被告愛全会に対して有益費償還請求権があるか。)について

(原告及び原告補助参加人の主張)

ア Bは、Cが被告愛全会の理事長として登記されていた当時、Cの不正を是正するため、原告補助参加人の被告愛全会に対する訴訟〔前提事実(2)ア(ア)〕及びMの被告愛全会に対する訴訟〔前提事実(2)ア(イ)〕に参加した。Bは、その訴訟(第1審、控訴審及び上告審)の提起・追行を浅見昭一弁護士に委任し、次のとおり、弁護士費用(着手金及び報酬金)合計6181万1000円を支払った。

(ア)	昭和61年	6月28日	50万円
(イ)	平成4年	5月19日	3000万円
(ウ)	平成6年	7月20日	500万円
(エ)	平成7年	10月21日	1582万7000円
(オ)	平成8年	6月19日	1048万4000円

イ Bは、被告Y2が被告愛全会の理事長として登記されていた当時、被告Y2の不正を是正するため、被告愛全会に対して訴訟を提起した〔前提事実(2)エ〕。Bは、その訴訟(第1審及び控訴審)の提起・追行を浅見昭一弁護士に委任し、次のとおり、弁護士費用(着手金及び費用金)合計200万円を支払った。

(ア)	平成10年	6月26日	80万円
(イ)	同日		20万円
(ウ)	平成12年	6月3日	100万円

ウ Bの全財産を相続により取得した原告は、被告愛全会に対して、民法702条又は商法268条の2の類推により、以上の弁護士費用の有益費償還請求権を有する。

(被告愛全会の主張)

Bが弁護士費用を支払ったとの事実は否認する。

Bが提起した各訴訟は、被告愛全会の支配権を巡る訴訟であって、Bが要した弁護士費用

は、被告愛全会にとっての有益費とはならず、民法702条又は商法268条の2の類推によって被告愛全会に対して請求することのできるものではない。

- (8) 争点(8)(Bは、被告愛全会の債権者に対して、被告愛全会が負担する債務を代位弁済したか。)について

(原告及び原告補助参加人の主張)

Bは、昭和59年11月1日、被告愛全会に対する不動産競売申立事件の申立人であった太陽商事株式会社に対し、被告愛全会の所有する武蔵野病院の敷地建物等が競売されるのを避けるため、被告愛全会が負担する債務5500万円を支払った。

Bの全財産を相続により取得した原告は、被告愛全会に対して、民法702条により、上記5500万円の有益費償還請求権を有している。

(被告愛全会の主張)

Bが被告愛全会の債務を代位弁済したとの事実は否認する。

- (9) 争点(9)(Bが支払った弁護士費用の一部及び代位弁済金の有益費償還請求権は、時効により消滅したか。)について

(被告愛全会の主張)

ア Bが支払ったと原告及び原告補助参加人が主張する弁護士費用のうち、次のものは、本件の訴え提起時において、その支払から10年が経過しているから、有益費償還請求権があるとしても消滅時効が完成している。被告愛全会は、平成16年6月7日の本件弁論準備手続において、原告に対し、その時効を援用する旨の意思表示をした。

(ア) 昭和61年6月28日 50万円

(イ) 平成4年5月19日 3000万円

イ Bが被告愛全会の債務を代位弁済したとしても、その代位弁済から10年が経過しているから、有益費償還請求権は消滅時効が完成しており、被告愛全会は、平成16年6月7日の本件弁論準備手続において、原告に対し、その時効を援用する旨の意思表示をした。

(原告及び原告補助参加人の主張)

ア 被告愛全会が指摘する弁護士費用についての有益費償還請求権の消滅時効は、当該訴訟の最高裁判決の確定時である平成7年7月18日から進行するから、消滅時効は完成していない。

イ Bのした代位弁済についての有益費償還請求権の消滅時効は、被告Y2が被告愛全会の理事長として登記された平成14年2月1日から進行するから、消滅時効は完成していない。

[被告愛全会を除く被告らに対する損害賠償請求に関する争点]

- (10) 争点(10)(被告Y2のBに対する不法行為の成否)について

(原告及び原告補助参加人の主張)

ア 被告Y2は、前提事実(2)ウの臨時社員総会においては何人も社員と認められていないと主張していたし、この臨時社員総会においては、社員でない者を含めた26名によって決議をしているから、この臨時社員総会でされた決議は無効ないし不存在である。したがって、被告Y2がこの臨時社員総会において被告愛全会の社員及び理事の資格を得たとはいえない。

イ 被告Y2は、Bや原告などを排斥する動きをし、平成10年4月21日、自己に都合の良い者を被告愛全会の社員として確定して、同月22日、被告愛全会の社員総会を開催して理事に選任され、同日、被告愛全会の理事会を開催して、自らを被告愛全会の理事長として選任する旨の決議を得た。しかし、上記社員総会の決議や理事会の決議は不存在であって、この理事会の決議によって被告Y2が被告愛全会の理事長になったとはいえない。にもかかわらず、被告Y2は、同年6月1日、理事長就任登記をした。以上の被告Y2の一連の行為は、Bに対する不法行為を構成する。

(被告Y 2の主張)

原告及び原告補助参加人の主張は争う。

(1 1) 争点 (1 1) (被告Y 2及び被告Y 3の原告に対する不法行為の成否) について

(原告及び原告補助参加人の主張)

ア 被告Y 2は、被告愛全会の正規の社員総会で適法に入社を承認されてはならず、被告愛全会の社員であったことはない。前提事実(2)エの訴訟においては、被告Y 2の社員資格は訴訟物となっておらず、被告Y 2を被告愛全会の社員と認定した東京高等裁判所の判決も確定していないから、この判決があるからといって被告Y 2が被告愛全会の社員であったとはいえない。

イ 被告Y 2は、被告愛全会の正規の社員でなかったにもかかわらず、前提事実(2)オのとおり、被告愛全会の社員総会を開催し、理事に選出された上、理事会を開催し、理事長に選任された。この社員総会決議及び理事会決議は無効ないし不存在である。したがって、被告Y 2についての被告愛全会の理事長重任登記は虚偽のものである。

被告Y 2は、被告Y 3及びFと共謀の上、これらの行為をしたものである。これらの行為は、原告の権利や財産を不法に侵害するものであり、不法行為を構成するから、被告Y 2及び被告Y 3は、これによって生じた原告の損害を賠償すべき責任がある。

(被告Y 2及び被告Y 3の主張)

被告Y 2、被告Y 3及びFは、前提事実(2)エの東京高等裁判所の判決理由を尊重し、その結果、前提事実(2)オのとおり、社員総会決議及び理事会決議がされたものであって、被告Y 2及び被告Y 3の行為には、何ら違法性がない。

(1 2) 争点 (1 2) (群馬県知事ないし被告群馬県の職員のBないし原告に対する不法行為の成否) について

(原告及び原告補助参加人の主張)

ア 平成8年2月19日の臨時社員総会の当時、社員は3名しかおらず(被告愛全会の設立時の社員(以下「原始社員」という。)6名のうち、C、D、Eが退社予定)、新規に20名の社員入社承認決議がされるべきであり、理事登記のために3名の理事が選任されるべきであった。このようにすることは仮理事長を始めとした被告愛全会の仮理事らの職務であり、H弁護士も、群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員もこのことを承知していた。

上記臨時社員総会の議事録は、被告愛全会の仮理事長であったH弁護士が主導して作成したものであるが、その議事録は、総社員26名、出席社員19名(うち委任状11名)との虚偽の記載がされており、その議事録に記載された決議(被告Y 2及びG医師につき入社を承認し、理事に選任する決議を含む。)は無効ないし不存在である。群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員は、上記の議事録に記載された決議が無効ないし不存在であり、この議事録によっては被告愛全会の正常な運営ができないことを知っていたか、容易に知り得た。

イ ところが、群馬県知事は、平成8年3月12日、被告愛全会の仮理事4名をいずれも任務終了を理由に解任した。群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員は、平成8年2月19日の臨時社員総会の決議が適法にされたことを確認した上でなければ、上記解任をするべきでなかった。にもかかわらず、群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員は、確認をしないまま仮理事4名をいずれも解任した。その結果、争点(10)及び(11)のとおり、被告Y 2による各不法行為を阻止できなかった。

ウ また、群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員には、群馬県知事が選任した被告愛全会の仮理事であった被告Y 2の任務遂行を指導監督すべき義務があった。にもかかわらず、群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員は、上記義務を怠った。その結果、争点(10)及び(11)のとおり、被告Y 2による各不法行為を阻止で

きなかった。

エ 上記イ及びウの義務違反は、Bないし原告に対する不法行為を構成するから、被告群馬県は、原告に対し、国家賠償法1条に基づき、各義務違反によりBないし原告に生じた損害を賠償する義務がある。

(被告群馬県の主張)

ア 平成8年2月19日の臨時社員総会の議事録は、虚偽の議事録ではなく、無効のものでもない。

この臨時社員総会においては、被告愛全会の社員であったB、被告Y3及びFの3名が賛成しており、仮に議決権者の中に社員でない者がいたとしても、被告Y2及びG医師の入社を承認し、理事に選任する旨の決議が無効になるはずがない。

イ 群馬県知事が被告愛全会の仮理事4名を解任した事実はない。

医療法人の仮理事の任期は理事が選任されるまでであり、理事が選任された場合は、仮理事は任期満了により当然退任する。

前提事実(2)ウのとおり、平成8年2月19日に開催された被告愛全会の臨時社員総会において、G医師及び被告Y2の2名が理事に選任された。これによって仮理事4名は任期終了により退任したのであり、群馬県知事が仮理事4名を解任したのではない。

そして、被告群馬県の衛生環境部医務課職員において、被告愛全会の仮理事4名が退任したと理解したことに特段の落ち度はない。

ウ 群馬県知事は、医療法人の仮理事を選任した場合に、選任者として、その仮理事の任務遂行について指導監督すべき義務を負うことはない。実務上も、仮理事の任務遂行に当たり、報告を徴求していない。

他方、医療法人の仮理事は、理事と同様の権能を有し、義務を負うから、医療法人の主務官庁としての群馬県知事の指導監督には服する。しかしながら、医療法に規定する医療法人の主務官庁としての都道府県知事の指導監督権能は、国民の健康保持という医療法の目的に照らして与えられた権能であり、都道府県知事は、医療法人の業務に関する一般的指導監督権能をもたない。したがって、群馬県知事は、医療法人の主務官庁として、仮理事の任務遂行について、例えば臨時社員総会の議決の成否を検証するといった権能をもたないし、そのようなことを行う義務を負うこともない。

本件において、原告及び原告補助参加人が問題としているのは、専ら被告愛全会の経営上の紛争であるが、これについて、群馬県知事に法律上の指導監督権能や義務はなく、群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員が適切な指導を怠ったことを不作為の違法ととらえることはできない。

(13) 争点(13)(損害及び因果関係)について

(原告及び原告補助参加人の主張)

被告Y2のBに対する不法行為、群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員のBに対する不法行為並びに被告Y2及び被告Y3の原告に対する不法行為によって、Bないし原告は、次のとおりの損害を被った。

ア 争点(7)の原告及び原告補助参加人の主張ア掲記の弁護士費用合計6181万1000円

イ 争点(7)の原告及び原告補助参加人の主張イ掲記の弁護士費用合計200万円

ウ 争点(8)の原告及び原告補助参加人の主張掲記の代位弁済金5500万円

エ 出資証券取戻費用6000万円

Bは、争点(7)の原告及び原告補助参加人の主張ア掲記の訴訟の費用を捻出するために金員を借り入れていたところ、その訴訟が決着したため、その金員(元利金)6000万円を弁済した。この弁済が被告Y2らの不法行為によって、全く無に帰してしまっただけで、原告の損害となる。

オ 慰謝料1000万円

ただし、Bに生じた精神的苦痛についての慰謝料1000万円の内金500万円と、原告に生じた精神的苦痛についての慰謝料1000万円の内金500万円の合計額である。

カ 本件訴訟の弁護士費用1888万円

(被告Y2、被告F及び被告Y3の主張)

Bが弁護士費用を支払ったとの事実及びBが被告愛全会の債務を代位弁済したとの事実は不知。

原告及び原告補助参加人が主張する各不法行為と損害との間の因果関係は否認する。特に、原告及び原告補助参加人が主張する出資証券取戻費用6000万円は、Bないし原告の損害とはならない。Bは、借入金の返済をしたのみであり、これが被告Y2らの不法行為によって発生したとはいえない。

(被告群馬県の主張)

原告及び原告補助参加人の主張は争う。

被告Y2は、平成8年2月19日の臨時社員総会で社員となり、理事に就任している。したがって、被告群馬県の仮理事に対する監督の当否と、一旦理事に就任した後の被告Y2の不法行為の間に因果関係はない。

また、原告及び原告補助参加人の主張ア、ウ及びエの損害は、いずれも被告群馬県が仮理事を選任する以前の出掲を根拠とするものであり、仮理事に対する監督の当否と、これらの損害との間に因果関係はない。

(14) 争点(14)(Bの被告Y2に対する不法行為に基づく損害賠償請求権は時効により消滅したか。)について

(被告Y2の主張)

原告及び原告補助参加人が主張するBの被告Y2に対する不法行為に基づく損害賠償請求権は、本件の訴え提起時において、不法行為時から3年を経過しているので、消滅時効が完成している。被告Y2は、平成17年2月7日の本件弁論準備手続において、原告に対し、その時効を援用する旨の意思表示をした。

(原告及び原告補助参加人の主張)

被告Y2の主張は争う。

(15) 争点(15)(Bの被告群馬県に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権は時効により消滅したか。)について

(被告群馬県の主張)

原告及び原告補助参加人が主張するBの被告群馬県に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権は、本件の訴え提起時において、被告群馬県の職員の不法行為時から3年を経過しているので、消滅時効が完成している。被告群馬県は、平成16年4月16日の本件口頭弁論において、原告に対し、その時効を援用する旨の意思表示をした。

(原告及び原告補助参加人の主張)

被告群馬県の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 被告愛全会に対する出資金返還請求〔争点(1)ないし(6)〕について

(1) Aの死亡に伴う出資金返還請求権の帰すう〔争点(2)、(3)関係〕

ア 原告の被告愛全会に対する出資金返還請求に係る請求権には、原告が相続及び相続人からの贈与により取得したと主張するAの死亡に伴う出資金返還請求権が含まれている〔本件各請求の概要(1)ア参照〕。この請求権のうち、原告が相続人からの贈与により取得したと主張する部分について、被告愛全会は、対抗要件の抗弁を主張している〔争点(2)〕。もっとも、被告愛全会は、争点(3)において、Aの死亡に伴う出資金返還請求権の全部が時効により消滅したとも主張するので、まずこの争点について判断することとする。

イ 前提事実(1)アのとおり、被告愛全会においては、社員の死亡はその社員の退社事由となり、出資社員が退社した場合には、被告愛全会に対する出資金返還請求権が発生する。そして、前提事実(1)イのとおり、Aは、昭和57年10月3日に死亡して被告愛全会の社員の資格を失った。そうすると、Aの相続人は、Aが退社した昭和57年10月3日から、被告愛全会に対する出資金返還請求権を行使することができたといえる。これを前提とすると、Aの相続人の被告愛全会に対する出資金返還請求権の消滅時効は、上記のとおりAが退社した時から進行するから、同請求権について、既に10年の時効期間が経過していることは明らかである。そして、被告愛全会が、平成16年4月16日の本件口頭弁論において、原告に対し、その時効を援用する旨の意思表示をしたことは当裁判所に顕著である。したがって、原告の被告愛全会に対する出資金返還請求に係る請求権のうち、原告が相続又は相続人からの贈与により承継取得したと主張するAの死亡に伴う出資金返還請求権は、時効により消滅したというべきである。

ウ 以上によれば、争点(3)についての被告愛全会の主張は理由がある。

そして、Aの死亡に伴う出資金返還請求権のうち原告が相続人からの贈与により取得したと主張する部分について被告愛全会が主張する対抗要件の抗弁[争点(2)]については、上記請求権の全部が時効により消滅したことからすると、これを判断する必要がない。

(2) Bの死亡に伴う出資金返還請求権の範囲 [争点(1)、(4)及び(6)関係]

ア 上記(1)のとおり、Aの死亡に伴う出資金返還請求権は時効により消滅したところ、原告は、その場合、Bの死亡に伴う出資金返還請求権は、被告愛全会の純資産全部に拡張すると主張する[争点(4)]。他方、被告愛全会は、①出資社員が退社したときの出資金返還請求権の金額について、出資金額を限度とするべきであり、②そうでないときは、上記原告の主張とは異なり、被告愛全会の総資産に対するBの死亡に伴う出資金返還請求権の割合は、Bが出資した当時の被告愛全会の総資産に対するBの出資金の割合を限度とするべきであると主張する[争点(6)]。また、原告は、AがBに対し出資持分の一部を贈与したと主張し、被告愛全会はこれを否認する[争点(1)]が、この争点は、争点(4)について原告の主張を採用した場合には判断する必要がない。

以下においては、Bの死亡に伴う出資金返還請求権の範囲についての上記各主張のうち、争点(1)に対する判断は措き、まず、そのほかの点について判断することとする。

イ 被告愛全会の主張のとおり、医療法54条によれば、医療法人は剰余金の配当をしてはならないと定められており、この規定は、医療法人が営利企業化することを防止しようとしたものと考えられる。

しかしながら、同法は、医療法人に出資した社員が法人の純資産に対する出資持分を有するものとするか否か、医療法人の出資社員が退社したときの持分払戻しや医療法人の解散時の残余財産を出資社員に帰属させることが可能か、可能としてどのように払戻し等を行うかについて、専ら医療法人が定款等において自律的に定めるところに委ねていると解される。このことは、同法56条が、医療法人の解散時の残余財産の帰属ないし処分について明文の定めを置いていることから明らかである。

そして、被告愛全会の定款は、前提事実(1)アのとおり、「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」と定めているほか、証拠(甲10)によれば、被告愛全会が解散したときの残余財産は、「払出資額に応じて分配するものとする」と定めている(第33条)と認められる。

このような定款の定めを文理に照らすと、被告愛全会にあつては、出資をした社員は出資額に応じた法人の純資産に対する出資持分を有するものとし、出資持分を有する社員が退社したときは、当該社員は被告愛全会に対して出資持分に相当する資産の払戻しを請求することができることとしたものであるというべきである。

したがって、医療法54条の定めがあるからといって、被告愛全会の出資社員が退社し

たときの出資金返還請求権の金額について、出資金額を限度とすると解することはできず、この点についての被告愛全会の主張は採用することができない。

ウ 上記イの検討結果を前提に、Bの死亡に伴う出資金返還請求権の範囲についてさらに判断を進める。

前記定款の定めにも照らすと、被告愛全会にあっては、ある社員が退社した後は、残った社員らが、法人の総社員間の出資額の割合に応じた出資持分を有するものと解される。

そして、前提事実(1)のとおり、被告愛全会が設立されてから、現在に至るまで、その出資社員であった者はAとBのみであったから、Aが死亡したことにより、被告愛全会の出資社員はBのみになったことが明らかであるところ、A死亡後、Bは、被告愛全会の純資産全部に対し、出資持分を有することになったといえる。したがって、Bの死亡に伴う出資金返還請求権は、Bの死亡時における被告愛全会の純資産全部に及ぶことになる。争点(6)における被告愛全会の主張ア(イ)は、Aの死亡及びこれに伴う出資持分の変動を看過するものであり、採用することはできない。

次に、Bの死亡時においては、既にAの死亡に伴う出資金返還請求権が発生していたから、ここにいう被告愛全会の純資産とは、同被告の資産から、Aの死亡に伴う出資金返還請求権を含む同被告の負債を控除したものをいうはずであった。

ところが、上記(1)のとおり、Aの死亡に伴う出資金返還請求権が時効により消滅したことにより、同請求権は、これを行使することができる時、すなわち、Aの死亡時点に遡って存在しないものと扱われる(民法144条)。その結果、Bの死亡時における被告愛全会の純資産は、被告愛全会の資産から、Aの死亡に伴う出資金返還請求権を含まない同被告の負債を控除したものとなる。

したがって、Bの死亡に伴う出資金返還請求権の範囲は、民法255条を引き合いに出すまでもなく、Aの死亡に伴う出資金返還請求権を負債として考慮しない被告愛全会の純資産全部に及ぶと解するべきである。そうすると、この点についての原告の主張は、結論において相当であるといえる。他方、被告愛全会の主張は、前記のとおりBの死亡時における被告愛全会の社員がBのみであったことを看過していることに加え、その場合のAの死亡に伴う出資金返還請求権の位置づけ、及び同請求権の時効消滅の効果について、いずれも看過しており、採用することができない。

エ 以上のとおり、争点(4)についての原告の主張は結論においてこれを採用することができるから、AがBに対し出資持分の一部を贈与したか否か〔争点(1)〕を判断する必要はない。

(3) Bの死亡に伴う出資金返還請求権についての抗弁の成否〔争点(5) 関係〕

ア 被告愛全会は、抗弁として、Bの死亡に伴う出資金返還請求権が被告愛全会の経営破綻により消滅したと主張し、また、原告が同請求権を行使することが権利の濫用に当たり許されないと主張する〔争点(5)〕ので、検討する。

イ 前記前提事実証拠(甲8の1・2、甲28の1・2、甲53、54、56、57、乙14の1・2、乙15、18ないし23、24の1ないし9、乙32ないし34、38の1ないし6、乙41、原告補助参加人、証人P、原告本人)及び弁論の全趣旨を併せると、次の事実が認められる。

(ア) 被告愛全会は、もともと個人病院を経営していたAが、Bとともに保有していた資産を出資して、昭和32年に設立された。Aは、被告愛全会が設立された後、長く理事長として同被告を運営してきた。

(イ) 被告愛全会は、遅くとも昭和48年以後、借入金が増大等に伴って経営が悪化していった。そのような状況の中、昭和53年5月ころ、被告愛全会に労働組合が結成され、理事長であったAに対し、同人の退任等を要求したり、被告愛全会が保険診療報酬の水増請求をしている旨の内部告発をしたりなどするようになって、被告

愛全会の経営状態はさらに悪化した。Aは、しばらく被告愛全会の理事長の地位にとどまっていたが、同年12月、被告愛全会の理事長を辞任し、代わってBが理事長に就任した。

その後、被告群馬県の調査により、被告愛全会の診療報酬の水増請求の存在が明らかとなり、昭和54年12月1日、被告愛全会に対する保健医療機関の指定とAに対する保険医の指定がそれぞれ取り消された。このため、収入の大部分を保険診療報酬に依存していた被告愛全会は、極めて大きな打撃を被った。

(ウ) もっとも、被告愛全会の経営する武蔵野病院は、地域の精神科医療に携わるものとして重要な役割を担っていたため、これを存続させる必要があるとの被告群馬県の意向もあって、昭和55年3月には、地元選出の県議会議員らが理事として被告愛全会の経営に関与するようになった。そのころ、Bは同被告の理事長を辞任した。そして、同年4月には、被告愛全会に対して保健医療機関の再指定がなされた。

しかし、被告愛全会の経営状態は好転しなかったため、同被告は、昭和55年11月18日、和議の申立てをしたが、この申立ては、和議の認可には至らずに終局した(具体的な終局事由は不明である)。その後、被告愛全会について、法的な倒産処理手続が行われたことはない。

(エ) 以後の被告愛全会の経営について、AやBが実質的に関与することはなかった。

ウ 上記認定のとおり、AやBは、被告愛全会の理事長として同被告の経営に携わってきたところ、同被告の経営状況は、遅くとも昭和48年ころから悪化し、昭和55年11月には和議の申立てをするまでに悪化した。そして、このような被告愛全会の経営状況の悪化がAやBの行動に起因するものであった可能性はある。

しかしながら、被告愛全会がAやBによって経営破綻に追い込まれたといえるときに、同人らが被告愛全会に対し法的責任を負うことがあるとしても、そのことと出資持分の消長とは別の問題である。被告愛全会の経営状況の悪化がAやBの行動に起因するものであったとしても、直ちに被告愛全会の純資産に対するAやBの出資持分が消滅することはないというべきである。

以上のほか、被告愛全会の純資産に対するBの出資持分ないしBの死亡に伴う出資金返還請求権が消滅したことを基礎付ける事実の主張立証はない。

エ 上記(2)で検討したとおり、Bの死亡に伴う出資金返還請求権の範囲は、被告愛全会の純資産全部に及ぶことから、その請求が認められる場合に、被告愛全会の経営について少なからぬ悪影響が生ずることは想像に難くない。そのような影響の大きさにかんがみると、原告が、専ら被告愛全会の経営に対して打撃を与えるなど不当な目的をもって、Bの死亡に伴う出資金返還請求権を行使していると認められる場合には、その請求権の行使は、権利の濫用として許されないと考えられる。

この点、前提事実(2)ア、エのとおり、Bは2度にわたり、また原告も1度、被告愛全会に対して訴訟を提起し、又は訴訟に参加したが、これらの訴訟の判決においては、Bの請求はいずれも認容されており、原告の訴えは却下されたが、それは、原告が被告愛全会の社員でなかったためであって、請求の内容が不当であったためではない〔原告の訴えが却下された理由は、証拠(甲18の1)により認められる。〕。そうすると、前提事実(2)ア、エのBや原告の訴えは、被告愛全会の経営に対して打撃を与えるなどの不当な目的をもってなされたものとはいえず、ほかにこれを認めるに足りる証拠はない。そして、このような訴訟が以前にあったからといって、本件請求における原告の目的の不当性を推認することはできない。そのほかに、本件において、原告によるBの死亡に伴う出資金返還請求権の行使が、専ら不当な目的をもってなされているとまで認めるに足りる証拠はない。

他方、出資持分を有する社員が経営者の立場で行った行為に違法ないし不当な点があるからといって、その社員の出資金返還請求権の行使が権利の濫用に当たるとは考えられな

い。したがって、被告愛全会の経営に関するAやBの行動についての事情（上記イの認定事実に顕れた事情を含む。）によっては、原告によるBの死亡に伴う出資金返還請求権の行使が権利の濫用に当たるとすることはできない。

以上のほか、本件証拠上、原告によるBの死亡に伴う出資金返還請求権の行使が権利の濫用に当たると評価することのできる事情を認めることはできない。

オ 以上によれば、争点（5）についての被告愛全会の主張はいずれも理由がない。

(4) 被告愛全会の純資産の評価〔争点（6）関係〕

ア 上記（2）で検討したとおり、Bの死亡に伴う出資金返還請求権の範囲は、Bの死亡時における被告愛全会の純資産全部に及ぶ。

この点、原告は、出資社員が1人しかいない場合に、その1人が死亡して、ほかに出資社員がいないときの法人の資産評価について、その出資社員の死亡時の評価と出資金返還請求時又は口頭弁論終結時の評価のいずれか高額な方の価格によるべきと主張する〔争点（6）〕が、被告愛全会において、出資社員の出資金返還請求権は、その退社の時に発生しこれを行行使することができる〔上記（1）イ参照〕のであるから、その資産評価の時点も退社の時と解すべきであり、このことは、原告が主張するような場合でも異なるというべきである。

イ Bが死亡した平成13年6月14日当時の被告愛全会の純資産の価額としては、被告愛全会の資産中大きな部分を占め、かつ、価格変動の著しい不動産（土地及び建物の所有権並びに借地権）の評価額については当時の時価によることとし、そのほかの資産及び負債の額については、Bが死亡した時の事業年度の末日である平成14年3月31日現在の貸借対照表上のそれを近似値として採用するのが相当である。

(ア) まず、証拠（乙27の1）によれば、平成14年3月31日現在の貸借対照表上の資産（土地及び建物の所有権並びに借地権を除く。）の額は3億4112万8545円であり、負債の額は6809万9915円であると認められる。

(イ) 次に、証拠（乙35及び鑑定の結果）によれば、平成13年6月14日当時の不動産の評価額は、2億2591万円を下らないと認められる。この点、被告愛全会は、不動産の評価額を1億4521万5811円とする乙43号証の1・2を提出するが、この証拠は、同じく被告愛全会が提出し、不動産鑑定士の作成に係る乙35号証による評価額（2億2591万円）や、鑑定の結果（2億6869万円）と比較して著しく低額な評価をするものであるし、鑑定人による鑑定書の作成後に作成されている（鑑定人による鑑定書の作成日は平成17年9月21日であり、乙43号証の1・2の作成日は同年11月18日である。）ことから、その合理性を疑わざるを得ず、採用することができない。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）によると、Bが死亡した平成13年6月13日当時の被告愛全会の純資産の価額は、次式のとおり、4億9893万8630円を下らないというべきである。
 $(3億4112万8545円 + 2億2591万円) - 6809万9915円 = 4億9893万8630円$

ウ 被告愛全会は、その決算報告書にはAが費消した使途不明金2億1391万3438円の一部が計上されておらず、被告愛全会の純資産額を算定するに当たって、これを控除しないと正確ではないと主張する〔争点（6）〕。しかしながら、そもそも貸借対照表に計上されていないものを純資産額の算定に当たって考慮することの妥当性に疑問がある上、上記使途不明金は、貸借対照表に計上するとすれば資産に計上されるものと考えられるので、結局、被告愛全会の純資産額を算定するに当たってこれを控除することはできないというべきである。なお、この被告愛全会の主張は、相殺の抗弁とは解されない。

エ 以上のとおり、被告愛全会の純資産額は4億9893万8630円を下らない。したがって、原告は被告愛全会に対し少なくとも同額の出資金返還請求権を有するところ、原告

は、出資金返還請求権の内金4億7110万1049円の支払を求めている〔本件各請求の概要(1)ア参照〕ので、被告愛全会には同額の支払義務があるというべきである。

(5) 小括

以上のとおりであるから、原告の被告愛全会に対する出資金返還請求は、全部理由がある。

2 被告愛全会に対する有益費償還請求〔争点(7)ないし(9)〕について

(1) Bが支払った弁護士費用についての有益費償還請求の可否〔争点(7)関係〕

ア 争点(7)について、原告は、Bが被告愛全会を相手方として提起又は参加した訴訟〔前提事実(2)ア(ア)、(イ)及び同(2)エ〕に要した弁護士費用が被告愛全会の有益費であるとし、その有益費償還請求権は民法702条又は商法268条の2の類推により生ずるものと主張する。

イ この点、前提事実(2)ア(ア)、(イ)及び同(2)エのとおり、Bが被告愛全会を相手方として提起又は参加した訴訟におけるBの訴えは、いずれも、被告愛全会の社員総会決議が存在しないことの確認を求めるものである。このような医療法人の社員総会決議不存在確認の訴えは、決議の存否を確定することが、当該決議から派生した現在の法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位ないし利益が害される危険を除去するために必要、適切であるときに許容される(最高裁判所平成16年12月24日第二小法廷判決・判例時報1890号46頁参照)。そうすると、上記Bの訴えは、自らの法律上の地位ないし利益に対する危険を除去するためのものにほかならず、その提起・追行が、被告愛全会の事務であったとはいえないし、これをBが被告愛全会のために行ったともいえない。したがって、上記Bの訴えの提起・追行が被告愛全会のための事務管理であることを前提として、民法702条により有益費償還請求権の発生を基礎付けることはできない。

ウ 次に、商法268条の2は、その第1項において、代表訴訟を提起した株主が勝訴した場合に弁護士に報酬を支払うべきときは、その株主が会社に対して報酬額の範囲内で相当な額の支払を請求することができることと定める。そして、代表訴訟は、取締役の会社に対する責任について、株主が、他人たる会社の利益のために原告となり、取締役を被告として訴訟を提起・追行するものである(同法267条1項、3項)。これに対し、医療法人の社員総会決議不存在確認の訴えは、前記のとおり、当事者自らの法律上の地位ないし利益に対する危険を除去するために必要、適切であるときに許容されるものであるし、医療法人を被告とするものである。そうすると、医療法人の社員総会決議不存在確認の訴えと代表訴訟とは、社員ないし株主が原告となる点で類似するのみで、内容的にも形式的にも大きく異なるものといわざるを得ない。したがって、上記Bの訴えが同人の勝訴に終わったとしても〔なお、前提事実(2)エの訴訟は、最高裁判所による訴訟終了を宣言する旨の決定により終局したものであって、この訴訟でBが勝訴したとはいえない。〕、商法268条の2の類推の基礎を欠き、その規定の類推により、その訴訟の提起・追行に要した弁護士費用の支払を被告愛全会に対して求めることはできない。

エ 以上によれば、争点(7)についての原告の主張はそれ自体失当である。

(2) Bが支払った代位弁済金についての有益費償還請求の可否〔争点(8)、(9)関係〕

ア 原告は、Bが被告愛全会の債務を代位弁済したと主張し、被告愛全会はその事実を否認している〔争点(8)〕。もっとも、被告愛全会は、争点(9)において、この代位弁済金の有益費償還請求権が時効により消滅したとも主張するので、争点(8)についての判断は措き、争点(9)について判断することとする。なお、Bが支払った弁護士費用の一部の有益費償還請求権が時効消滅したか否かについては、上記(1)のとおり、そもそも争点(7)についての原告の主張がそれ自体失当であるので、判断しない。

イ 原告は、Bが昭和59年11月1日に被告愛全会の負担する債務を代位弁済したと主張する。この主張事実を前提とすると、Bの被告愛全会に対する代位弁済金の有益費償還請求権の消滅時効は、上記代位弁済がされた時から進行するから、同請求権について、既に

10年の時効期間が経過していることは明らかである。そして、被告愛全会が、平成16年6月7日の本件弁論準備手続において、原告に対し、その時効を援用する旨の意思表示をしたことは当裁判所に顕著である。したがって、原告の主張のとおり、Bが被告愛全会の負担する債務を代位弁済したとしても、その代位弁済金の有益費償還請求権は、時効により消滅したというべきである。

ウ 原告は、この点について、被告Y2が被告愛全会の理事長として登記された平成14年2月1日から消滅時効が進行すると主張するが、独自の見解であって採用できない。

エ 以上によれば、争点(9)についての被告愛全会の主張は理由がある。

(3) 小括

以上のとおりであるから、原告の被告愛全会に対する有益費償還請求は、その余の点を判断するまでもなく、すべて理由がない。

3 被告愛全会を除く被告らに対する損害賠償請求〔争点(10)ないし(15)]について

(1) 前記前提事実に証拠(甲27の1・2、甲51、52、56、57、乙41、42、原告補助参加人、証人P、原告本人、被告Y2本人に加え、後掲のもの)及び弁論の全趣旨を併せると、次の事実が認められる。

ア Bは、平成7年8月10日、被告愛全会について仮理事の申請を群馬県知事になしたが、その申請書に、それまで理事長の地位にあり、AやBと対立していたCが、従前、被告愛全会の社員は原始社員のみであると強弁してきた旨の記載をした(丙1)。

イ 上記申請により群馬県知事から選任された仮理事らは、当時生存していた原始社員6名を含む26名及び原告補助参加人に対し、アンケートを行った。このアンケートでは、被告愛全会の社員資格を有しているか、社員資格取得の原因は何か、出資金の有無及び額、今後も社員でありたいと考えるか否かなどが問われた。平成7年12月末までに1名を除く者から回答があり、アンケートの回答者は、いずれも、昭和56年までに被告愛全会の社員資格を取得したと回答し、そのうち3名(原始社員ではない)は、退社を希望すると回答した。

他方、平成8年2月19日までの間に、当時生存していた原始社員のうち、C、D及びEの3名が、被告愛全会からの退社の意思を固めた。なお、当時生存していた原始社員は、上記3名のほかは、B、被告Y3及びFであった。

(イ全体につき、甲30の1ないし7、甲31の1、甲33、41)

ウ 仮理事長であったH弁護士の招集により、平成8年2月19日、臨時社員総会が開催された。この臨時社員総会には、Bは自ら出席し、被告Y3及びFはBに議決権の行使を委任した。この臨時社員総会の議事録には、総社員が26名であり、そのうち出席社員(委任状を提出することによる者を含む)は19名であると記載され、いずれも全会一致で、①C、D、Eほか2名の退社が承認されたこと、②仮理事であったG医師及び被告Y2の入社が承認されたこと、③G医師及び被告Y2を理事に選任したことが記載されている。他方、この議事録には、そのほかの決議がされたことは記載されていない。この議事録はBが依頼した司法書士が起案したものであり、原告はこの議事録に議事録署名人として署名した。(甲16、乙39)

エ 群馬県知事は、平成8年3月12日、仮理事らに対し、同年2月19日の臨時社員総会で理事2名が選任されたことを理由に、仮理事の任務が終了したことを通知した(甲17の1・2)。

オ G医師の招集により、平成8年4月12日、臨時社員総会が開催されたが、その席上で、G医師は、理事を辞任するとともに退社する旨を表明した。これ以後、G医師は被告愛全会の運営には関与していない。G医師が被告愛全会の運営に関与しなくなったことにより、被告愛全会において理事として活動する者は、被告Y2のみとなった。(甲33)

カ その後、被告Y2は、被告愛全会の社員が確定されていないと主張し、これに同調する

者とともに、「病院を良くする運営協議会」「病院を良くする運営協議会小委員会」などと称する正規の社員総会と異なる会合を催し、被告愛全会の社員を確定させるための話し合いを行った。なお、この会合には、当初、Bや原告にも開催の通知がされており、同人らも出席していた。

キ そのような状況の中、B、原告及びこれに同調する者は、平成9年4月14日、被告Y2に対し、平成8年2月19日の臨時社員総会において社員として扱われた者（この臨時社員総会において退社が承認された者を除く。）を社員とする臨時社員総会の開催を求めた。被告Y2は、被告愛全会の社員が確定されていないことを理由に、上記求めに係る臨時社員総会の開催をしなかった。なお、その後、B、原告及びこれに同調する者は、前橋地方裁判所太田支部に社員総会招集請求許可申請を行うなどした。

ク 上記カの会合による話し合いは続けられ、平成10年2月21日に開催された「病院を良くする運営協議会（全員協議会）」と称する会合において、被告愛全会の社員候補者をBのほか、被告Y2とこれに同調する者（Bを含む9名。被告Y3及びFは含まれていない。）とすることが決まり、同年3月10日に開催された「病院を良くする運営協議会」と称する会合において、同月26日に上記9名による臨時社員総会を開催することが決まった。

ケ 被告Y2の招集により、平成10年3月26日、臨時社員総会が開催され、上記クの9名が社員であることが確認され、理事（被告Y2を含む。）及び監事の選任決議もされた。もっとも、被告Y3及びFに対しては、この臨時社員総会の招集通知はなされず、両名が出席することもなかった。

コ 被告Y2の招集により、平成10年4月22日、臨時社員総会が開催され、新たな入社承認決議や、被告Y2ほかの理事ないし監事選任決議がされた。同日、選任された理事による理事会も開催され、被告Y2を理事長に選任する旨の決議がされた。もっとも、被告Y3及びFに対しては、この臨時社員総会の招集通知はなされず、両名が出席することもなかった。（甲22の1・2）

サ 被告Y2は、平成10年6月1日、上記コの臨時社員総会決議及び理事会決議をもとに、自らについての被告愛全会の理事長就任登記を申請し、同登記が経過された（甲22の1ないし5）。

シ その後、前提事実（2）エの訴訟が提起された。

ス 前提事実（2）エの訴訟の第1審判決においては、上記コの臨時社員総会は、社員を確定する権限のない「病院を良くする運営協議会」と称する会合が決定した社員による総会であったこと、正式な社員のうち、被告Y3及びFに対して招集通知を発しないで開かれたもので、Bも出席していなかったことを理由として、その臨時社員総会決議の瑕疵が重大であり、不存在であると判断された。

他方、原告は、この訴訟において、被告愛全会の社員資格を取得した理由として、仮理事らによる承認及び平成8年2月19日の臨時社員総会での入社承認を主張したが、その判決においては、仮理事らに入社承認の権限はないこと、平成8年2月19日の臨時社員総会で原告が入社承認された事実が認められないことを理由に、原告の主張を排斥し、原告が被告愛全会の社員でないことを確認する旨の判断がされた。（ス全体につき、甲18の1）

セ 前提事実（2）エの訴訟の第2審判決においては、上記コの臨時社員総会当時の被告愛全会の社員が、B、被告Y3、F及び被告Y2の4名であったことを前提として、その臨時社員総会は、社員のうち被告Y3及びFに招集通知が発せられずに出席の機会もなく、かつ、社員でない者を社員として取り扱って開催されたものであるから、その決議の瑕疵は重大であり、その決議は不存在であると判断された。

なお、この判決において、被告Y2が被告愛全会の社員であることが前提とされたのは、その旨の被告愛全会の主張に対し、Bが、これを自白したところ、後に自白を撤回したが、

その自白が錯誤によるものでなかったと判断されたことによる。(セ全体につき、甲18の2)

(2) 被告Y2のBに対する不法行為の成否〔争点(10)関係〕

ア 原告は、被告Y2が平成8年2月19日の臨時社員総会決議により社員及び理事の資格を得たとはいえないと主張し〔争点(10)〕、被告Y2が、この臨時社員総会以後、被告愛全会の社員及び理事として行動していたこと自体を、Bの法益(被告愛全会に対する社員としての権利ないし地位と考えられる。Bの法益につき以下同じ。)を侵害する不法行為と主張するようにも思われる。

(ア) まず、被告Y2が被告愛全会の理事として行動していた点についてみると、上記臨時社員総会決議の効力ないし存否については措くとしても、上記(1)の認定事実をもとにすると、この臨時社員総会が行われた後、仮理事らについては任務が終了したものとされたことにより被告愛全会の運営に関与することはなく、少なくとも外形的には、G医師と被告Y2のみが、理事として被告愛全会を運営する立場にあり、そのほかに被告愛全会を運営する立場にある者はいなかったことになる。そして、上記(1)オのとおり、平成8年4月12日以降、G医師が被告愛全会の運営に関与しなくなったことにより、被告愛全会において理事として活動する者は被告Y2のみとなった。

このようにみえてくると、被告Y2はいわば被告愛全会の運営をする役割を一人押し付けられた格好になったともみられるのであって、被告Y2が理事として被告愛全会の運営に当たらなければ、同被告の運営は立ち行かない状況であったといえる。そうすると、仮に被告Y2が上記臨時社員総会において理事に選任されたとはいえないとしても、同人が理事として被告愛全会の運営に当たっていたこと自体をとらえて、Bの法益を侵害するものと評価することはできないというべきである。

(イ) 次に、被告Y2が被告愛全会の社員として行動していた点についてみると、平成8年2月19日の臨時社員総会決議の効力ないし存否や、社員としての具体的行動につきBの法益を侵害するものがあつたかどうかはともかく、上記臨時社員総会以後、B、原告及びこれに同調する者らですら、被告Y2が社員であることを争っていない〔前提事実(2)エの訴訟の第2審以前において、この点について、B、原告及びこれに同調する者らが明示的に争ったことを認めるに足りる証拠はない(なお、上記(1)セ参照。〕から、仮に被告Y2が上記臨時社員総会において入社したとはいえないとしても、被告Y2が被告愛全会の社員として行動していたことについて、故意又は過失はないというべきである。

イ 原告は、被告Y2がBや原告などを排斥する動きをし、自己に都合の良い者を被告愛全会の社員として確定して、社員総会を開催して理事に選任された上、理事会において理事長に選任され、その旨の登記をしたとし、これら一連の行為について、Bに対する不法行為を構成すると主張する〔争点(10)〕。

(ア) まず、被告Y2がB以外の者(原告を含む。)を排斥する動きをしたからといって、Bの法益を侵害するものとはいえず、Bに対する不法行為を構成しないというべきである。

(イ) 他方、上記(1)カ、クないしコのとおり、被告Y2は、「病院を良くする運営協議会」などと称する会合により話し合いを進めて、被告愛全会の社員候補者9名を決め、その9名を社員として取り扱う臨時社員総会を平成10年3月26日及び同年4月22日に招集、開催して、自ら理事に選任された。本件証拠上、これらの臨時社員総会において社員として取り扱われた者のうち、B及び被告Y2以外の者がそれ以前に社員資格を取得したと認めるに足りる証拠はない。また、上記(1)イのとおり、被告Y3及びFは原始社員であつて、本件証拠上、これらの臨時社員総会

当時までの間に、その社員資格を喪失した事実を認めることができないから、その当時、両名は社員資格を有していたというべきであるところ、上記（１）ケ、コのとおり、両名に対してこれらの臨時社員総会の招集通知はなされず、両名が出席することもなかった。したがって、これらの臨時社員総会は、社員のうち被告Y3及びFに招集通知が発せられず出席の機会もなく、かつ、社員でない者を社員として取り扱って開催されたものであって、その決議の瑕疵は重大であり、その決議は不存在というべきである。

上記（１）クないしコによると、これらの臨時社員総会では、Bは社員として扱われたと認められるが、結局、その社員総会決議が不存在であるというべきことからすると、このような不存在というべき社員総会決議がなされ、それに基づいて理事会決議がされて被告Y2が被告愛全会の理事長として登記されたことに関する被告Y2の一連の行為をもって、Bの法益を侵害するものと解することができないではない。

- (ウ) もっとも、このような一連の行為がBの法益を侵害するものとしても、被告Y2の不法行為責任が肯定されるためには、不存在というべき社員総会決議をなさしめるについて、被告Y2に故意又は過失があったと認められる必要がある。

ところで、上記（１）ウのとおり、平成8年2月19日の臨時社員総会の議事録には、G医師及び被告Y2以外に入社承認決議がされたと記載されている者がおらず、ほかに、G医師が被告愛全会の運営に関与しなくなった同年4月12日以降、被告Y2、B、被告Y3及びF以外の者が社員資格を有していたことを認めるに足りる証拠はない〔なお、平成8年2月19日の臨時社員総会決議の効力ないし存否が問題になっていることからすると、その臨時社員総会において退社承認決議がされた旨議事録に記載されている原始社員のCほか2名（上記（１）ウ参照）も依然として社員資格を有するのではないか、また、G医師が同日の臨時社員総会決議により入社していたとすれば、同年4月12日の退社の旨の表明（上記（１）オ参照）によりG医師が退社したといえるか、換言すれば、同人について退社承認決議が有効にされたといえるかが問題となりそうであるが、これらの者が社員資格を有することをどの当事者も主張していないので、これらの者については、遅くとも同年4月12日以降、社員資格を有していないと認める。〕。そうすると、平成8年4月12日以降、上記不存在というべき社員総会決議がなされるまでの間に、社員総会を適法に行うためには、被告Y2を社員として扱うか否かは措くとしても、原始社員であるB、被告Y3及びFを社員として扱い、それ以外の者を社員として扱わずに、社員総会を招集し、開催する必要があったというべきである。

ところが、上記（１）アのとおり、Bは、仮理事の申請をなすに当たり、対立関係にあったCが被告愛全会の社員について原始社員のみであると強弁してきた旨記載した申請書を提出し、原始社員以外の社員が存在することを窺わせる主張を行っていたし、上記（１）イのとおり、選任された仮理事らも、原始社員以外の者にも社員資格の有無を問うアンケートをするなどしており、被告愛全会の社員が原始社員のみであるとは考えていなかったことが窺われる上、上記（１）キのとおり、Bは、被告Y2に対し、平成8年2月19日の臨時社員総会において社員として扱われた者を社員とする臨時社員総会の開催を求めていた。そのほかに、平成8年4月12日以降、被告愛全会の社員が被告Y2のほかは原始社員であるB、被告Y3及びFのみであり、これらの者以外の者を社員として扱わずに社員総会を行うべきであると主張する者が存在したことを認めるに足りる証拠はない。

このような状況下においては、被告Y2には、同被告、B、被告Y3及びF以外の者を社員として扱わずに、社員総会を招集し、開催することを期待することは

きず、社員総会を適法に行うことは不可能を強いることであったというべきである。被告Y2において、社員総会を適法に行うべきがあることを知りながら、あえて上記不存在というべき社員総会決議をなさしめたと認めるに足りる証拠もない。

そうすると、上記不存在というべき社員総会決議をなさしめるについて、被告Y2に故意又は過失があったとまでは認められず、被告Y2による上記一連の行為がBの法益を侵害するものとしても、この点について被告Y2は不法行為責任を負わないというべきである。

なお、Bの求めどおりに、平成8年2月19日の臨時社員総会において社員として扱われた者を社員とする臨時社員総会が開催され、何らかの決議がされたとしても、その決議は、やはり社員でない者を社員として扱って開催された総会の決議であって、不存在とされるべきものである。したがって、被告Y2が、Bの求めどおりの社員総会を招集し、開催する義務を負っていたとはいえず、この義務を怠ったことをとらえて、被告Y2に過失があったということはできない。

ウ 以上のほか、被告Y2のBに対する不法行為に該当する事実を認めるに足りる証拠はなく、この点についての原告の主張は理由がない。

(3) 被告Y2の原告に対する不法行為の成否〔争点(11)関係〕

原告は、前提事実(2)エの訴訟が終了した後の被告Y2による被告愛全会の運営に関する行為をとらえて、これを原告に対する不法行為に該当するものであると主張する〔争点(11)〕。

しかしながら、前提事実(2)エのとおり、同項の訴訟の第1審(口頭弁論終結日は平成12年1月28日)により、原告が被告愛全会の社員でないことを確認する旨の判決が言い渡され、原告はこの判決に対して控訴しなかった。そして、その後に原告が被告愛全会の社員資格を取得したとの主張立証はない。そうすると、原告は、被告愛全会に対し、金銭債権であるBの死亡に伴う出資金返還請求権を有するのみで、そのほか被告愛全会の運営に関して何の権利も有していないといえる。

したがって、被告Y2が被告愛全会の運営に関して行った行為により、原告の被告愛全会に対する出資金返還請求権の行使が不可能ないし困難となったといえるような事情のない限り、原告の法益は侵害されない。そして、本件証拠上、そのような事情は認められない。

以上によれば、被告Y2の原告に対する不法行為を認めることができず、この点についての原告の主張は理由がないことが明らかである。

(4) 被告Y3及び被告群馬県の責任の有無〔争点(11)、(12)関係〕

原告は、被告Y2の不法行為が被告Y3との共謀によるものと主張し〔争点(11)〕、また、群馬県知事ないし被告群馬県の衛生環境部医務課職員が被告Y2の不法行為を阻止できなかったと主張する〔争点(12)〕。

しかしながら、被告Y2のBないし原告に対する不法行為が認められないことは上記(2)、(3)のとおりであり、これが認められることを前提とする上記原告の主張は、その余の点を判断するまでもなく理由がないことが明らかである。

(5) 小括

以上のとおりであるから、原告の被告愛全会を除く被告らに対する損害賠償請求は、その余の点〔争点(13)ないし(15)〕を判断するまでもなく、すべて理由がない。

4 以上の次第で、原告の請求は、被告愛全会に対する出資金返還請求の限度で理由があるので、その限度で認容し(ただし、仮執行宣言は相当でないので付さない)、被告愛全会に対するその余の請求及びその余の被告らに対する請求はいずれも理由がないので棄却することとする。よって、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 東條宏 裁判官 園部直子 大竹敬人)

タイトル

東京高等裁判所平成18年(ネ)第1518号出資金等返還、損害賠償請求控訴事件(原判決変更)(上告・上告受理申立て)

平成20年7月31日判決

【金融・商事判例1310号32頁】

【社団である医療法人が退社した社員に対して返還する出資金の返還額】

本文

判 決 (平成20年7月31日言渡)

控訴人兼被控訴人 (第1審原告)

X

同補助参加人 Z

上記兩名訴訟代理人弁護士

浅見 昭一

同 浅見 雄輔

被控訴人兼控訴人 (第1審被告)

医療法人愛全会

同代表者理事長 Y2

被控訴人 (第1審被告)

Y2

被控訴人 (第1審被告)

Y3

上記3名訴訟代理人弁護士

神谷 保夫

被控訴人 (第1審被告)

群馬 県

同代表者知事 大澤 正明

同訴訟代理人弁護士 丸山 和貴

同指定代理人 松本 博崇

同 半田 良幸

同 大熊 諭

主 文

1 被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会の控訴に基づき、原判決中控訴人兼被控訴人 (第1審原告) の被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会に対する出資金返還請求に関する部分を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会は、控訴人兼被控訴人 (第1審原告) に対し、20万円及びこれに対する平成16年2月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人兼被控訴人 (第1審原告) の被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会に対するその余の出資金返還請求を棄却する。

2 控訴人兼被控訴人 (第1審原告) の控訴をいずれも棄却する。

3 第1項に関する訴訟費用は、第1、2審を通じ、控訴人兼被控訴人 (第1審原告) と被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会との間においては、控訴人兼被控訴人 (第1審原告) に生じた費用の1万分の4と被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会に生じた費用の1万分の4とを被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会の負担とし、その余は控訴人兼被控訴人 (第1審原告) の負担とし、補助参加によって生じた費用の総費用は、第1、2審を通じ、控訴人兼被控訴人 (第1審原告) 補助参加人と被控訴人 (第1審被告) Y2、同Y3及び同群馬県との間においては全部控訴

人兼被控訴人（第1審原告）補助参加人の負担とし、控訴人兼被控訴人（第1審原告）補助参加人と被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会との間においては、控訴人兼被控訴人（第1審原告）補助参加人に生じた費用の1万分の4と被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会に生じた費用の1万分の4とを被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会の負担とし、その余は控訴人兼被控訴人（第1審原告）補助参加人の負担とし、控訴人兼被控訴人（第1審原告）の控訴費用は控訴人兼被控訴人（第1審原告）の負担とする。

4 この判決は、第1項の（1）に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人兼被控訴人（第1審原告）

（控訴の趣旨）

- （1） 原判決中控訴人兼被控訴人（第1審原告）敗訴部分を取り消す。
- （2） 被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会、被控訴人（第1審被告）Y2、同Y3及び同群馬県は、控訴人兼被控訴人（第1審原告）に対し、連帯して1億1881万1000円及びこれに対する平成16年2月3日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- （3） 被控訴人（第1審被告）Y2、同Y3及び同群馬県は、控訴人兼被控訴人（第1審原告）に対し、連帯して8888万円及びこれに対する平成16年2月3日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- （4） 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会及び被控訴人（第1審被告）らの負担とする。
- （5） 仮執行の宣言

（控訴の趣旨に対する答弁）

- （6） 被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会の控訴を棄却する。
- （7） 控訴費用は被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会の負担とする。

2 被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会

（控訴の趣旨）

- （1） 原判決中被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会敗訴部分を取り消す。
- （2） 上記取消部分に係る被控訴人の請求を棄却する。
- （3） 訴訟費用は、第1、2審を通じ、控訴人兼被控訴人（第1審原告）の負担とする。

（控訴の趣旨に対する答弁）

- （4） 控訴人兼被控訴人（第1審原告）の控訴を棄却する。
- （5） 控訴費用は控訴人兼被控訴人（第1審原告）の負担とする。

3 被控訴人（第1審被告）Y2及び同Y3

- （1） 本件控訴を棄却する。
- （2） 控訴費用は控訴人（第1審原告）の負担とする。

4 被控訴人（第1審被告）群馬県

- （1） 本件控訴を棄却する。
- （2） 控訴費用は控訴人（第1審原告）の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、（1）〔被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会に対する出資金返還請求及び有益費償還請求〕控訴人兼被控訴人（第1審原告）が、被控訴人兼控訴人（第1審被告）医療法人愛全会に対し、ア（出資金返還請求）その出資社員であったA及びBが順次死亡して退社したことにより発生した出資金返還請求権を相続等により取得したと主張して、出資金返還請求権に基づき、返還を受けるべき金員の内金4億7110万1049円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成16年2月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払

を求め、イ (有益費償還請求) a Bが被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会を相手方として提起し、又は参加したその運営に関する一連の訴訟のために支払った弁護士費用6381万1000円が被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会にとって有益費に当たるとし、控訴人兼被控訴人 (第1審原告) が上記有益費の償還請求権を相続により取得したと主張して、有益費償還請求権に基づき、6381万1000円及びこれに対する本件訴状送達の日以後の日である平成16年2月3日から支払済みまで上記の割合による遅延損害金の支払を求めると共に、b Bが被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会の債務5500万円をその債権者に対して弁済したとし、控訴人兼被控訴人 (第1審原告) が上記有益費の償還請求権を相続により取得したと主張して、有益費償還請求権に基づき、5500万円及びこれに対する同日から支払済みまで上記の割合による遅延損害金の支払を求め、(2) [被控訴人 (第1審被告) Y2及び同Y3に対する不法行為による損害賠償請求] 控訴人兼被控訴人 (第1審原告) が、被控訴人 (第1審被告) Y2及び同Y3に対し、被控訴人 (第1審被告) Y2は、被控訴人 (第1審被告) Y3及び原審における訴え取下前の原審被告Fと共謀の上、被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会の運営に関してBや控訴人兼被控訴人 (第1審原告) を排斥し、その理事長に選任又は重任された旨の登記を得るに至ったものであり、これらの一連の被控訴人 (第1審被告) Y2の行為がBや控訴人兼被控訴人 (第1審原告) に対する不法行為を構成すると主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して、ア 被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会と連帯して上記(1)のイの有益費合計1億1881万1000円相当の損害金及びこれに対する同日から支払済みまで上記の割合による遅延損害金の支払を求め、イ 出資証券取戻費用、慰謝料及び本件訴訟の弁護士費用相当額の損害金8888万円及びこれに対する同日から支払済みまで上記割合による遅延損害金の支払を求め、(3) [被控訴人 (第1審被告) 群馬県に対する請求] 控訴人兼被控訴人 (第1審原告) が、被控訴人 (第1審被告) 群馬県に対し、群馬県知事ないし被控訴人 (第1審被告) 群馬県の衛生環境部医務課職員は故意又は過失によりその職務上の義務を怠り、被控訴人 (第1審被告) Y2の不法行為を阻止できなかったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、上記(2)のA及びイと同様の損害金及び遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会に対する上記(1)のAの請求を認容し、上記(1)のイの請求を棄却し、並びに被控訴人 (第1審被告) Y2及び同Y3に対する上記(2)の請求並びに被控訴人 (第1審被告) 群馬県に対する上記(3)の請求をいずれも棄却した。控訴人兼被控訴人 (第1審原告) は、原判決中上記敗訴部分を不服として控訴を提起し、被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会も原判決中自己の敗訴部分を不服として控訴を提起した。控訴人兼被控訴人 (第1審原告) は、当審において被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会に対する上記(1)のイの請求の附帯請求の起算日並びに上記(2)のA及びイの請求の附帯請求の起算日を平成16年2月3日 [被控訴人 (第1審被告) 群馬県に対する本件訴状送達の日翌日] に一致させ、その限度まで請求を減縮した。

2 前提事実並びに争点及び争点についての当事者の主張は、次の3のとおり当審における控訴人兼被控訴人 (第1審原告) 及び同補助参加人の主張を追加するほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第2 事案の概要」の2から4まで (原判決5頁5行目から23頁24行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する (ただし、原判決8頁6行目の「仮理事の申請」を「仮理事選任の申請」に、9頁14行目の「甲18の3」を「甲18の3、6」に、10頁12行目及び13頁15行目の各「出資金返還請求権の額」をいずれも「出資金返還請求権の価額」に、16頁2行目及び8行目の各「商法268条の2」をいずれも「会社法852条」に改める。)

3 当審における控訴人兼被控訴人 (第1審原告) 及び同補助参加人の主張

(1) 被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会は、A及びBが出資して設立された持分のある医療法人社団である。出資した社員が死亡して脱退し、その相続人を被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 医療法人愛全会の社員として承認しなかった場合には、死亡した社員の相続人に対して持分に応じて総資産の払戻しをすることにより出資金返還請求権を保障しなければ、

財産権を侵害し、これを剥奪することになり、憲法に違反するというきわめて重大な結果をもたらすことになる。

- (2) 被控訴人(第1審被告)Y2は、仮理事としての職責に反し、平成8年2月19日の被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会の臨時社員総会の不明確な議事録の記載を奇貨とし、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会の唯一の出資社員であるBの意思を無視し、Bに反対する勢力と結託してBとその同調者を排除し、Bが死亡した後はそのことを奇貨として自らの不法な地位を確立するなど、その一連の不法行為によりBの権利を侵害したものであるから、控訴人兼被控訴人(第1審原告)に対する不法行為による損害賠償責任を免れない。
- (3) 被控訴人(第1審被告)群馬県は、Bの申立てに基づいて被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会の仮理事を選任しており、Bの意思に基づいて新理事を選任して被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会の正常な運営体制を構築させることがその責務であったにもかかわらず、曖昧な指導にとどまったのであって、そのような曖昧な態度が被控訴人(第1審被告)Y2がB派を一掃する行動を助長するなどの原因となったのであるから、被控訴人(第1審被告)群馬県は、控訴人兼被控訴人(第1審原告)に対する不法行為による損害賠償責任を免れない。

第3 当裁判所の判断

1 控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対する出資金返還請求について

- (1) 医療法(平成18年法律第84号による改正前のもの。以下同じ。)41条は、「医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。」と規定し、同法54条は、「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。」と規定する一方、同法56条1項は、「解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。」と規定し、同条2項は、「社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。」と規定し、同条4項は、同条2項を含む「前2項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。」と規定する。上記規定によれば、医療法は、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する限り、医療を提供する体制の確保を図る(医療法1条)ために、医療法人の自己資本を充実させ、剰余金の利益処分を禁止しているのであり(同法54条)、それゆえに、組合員が脱退した場合にその持分の払戻しを受けることができる旨を定める民法681条及び持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社)の社員が退社した場合にその持分の払戻しを受けることができる旨を定める会社法611条のいずれも準用しないこととする一方(医療法68条1項参照)、医療法人が解散した場合については会社法664条を準用した上で(医療法68条1項)、医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する(医療法56条1項)などと規定しているのである。このように、医療法は、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する場合と医療法人が解散した場合とを峻別し、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する限り、医療法人の自己資本を充実させることとして、剰余金の利益処分を禁止しているのであるから、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する限り、剰余金及びその積立金の利益処分の実質を有する行為も禁止していると解するのが相当であり、したがって、医療法人に対して出資をした社員が退社した場合に剰余金及びその積立金の全部又はその一部を払い戻す行為も禁止していると解するのが相当である。医療法人を設立しようとする者は、同法44条2項に従い、定款又は寄附行為をもって、資産及び会計に関する規定(5号)、社団たる医療法人にあっては、社員たる資格の得喪に関する規定(7号)等の同項各号所掲の事項を定めるに当たり、同法の上記の趣旨を踏まえて上記の

事項を定めなければならないというべきであるから、医療法人の定款の定めを解釈するに当たっては、医療法の上記の趣旨を踏まえてこれを行うことを要するものというべきである。

証拠(甲10、乙24の1から24の9まで、26)によれば、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会の原始定款(乙24の4)は、当該医療法人の資産を基本財産とそれ以外の財産(通常財産)とに明確に区分し、これらについて内訳書を作成するなどして明確に区分して管理することとし、基本財産は原則として処分してはならない(9条)こととし、「決算の結果剰余を生じた時は総会の決議を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ若しくは新医療器、医学研究の為の書籍等買入に当てる」ことを明記した(15条)上で、「退社せる社員はその出資額に応じ払戻しを請求する事が出来る」と規定する(8条)一方、当該医療法人が解散した場合については、「本団が解散した時の残余財産は総会の決議を経、且つ、群馬県知事の認可を得て払込出資額に応じて分配するものとする」(33条)と規定していたこと、変更後の現行の定款も、上記8条の文言を「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる」とするなど、若干の文言の修正をしたほか、同旨を定めていること、上記各規定によれば、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会の定款は、当該医療法人が存続して病院を営んでいる間は、基本財産を維持し、医療法54条が、剰余金の配当を禁止している趣旨を踏まえ、剰余金が生じたときは、これをそのまま保有しておいて出資した社員が退社した場合に払い戻すこととすることを想定せず、これを基本財産に繰り入れ、又は医療機器の整備、更新等に専ら充てることとし、その結果として、出資をした社員に対して剰余金の配当をしないことは当然のこととして、出資をした社員が退社した場合は「払戻し」という文言(現行の定款においては「返還」)を使用して出資を払い戻すことを認めるにとどめ、その社員に対して出資額に応じて払い戻すべき資産の対象から剰余金及びその積立金を除外することとする一方、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会が解散した場合には、もはや病院等を営むことがなくなる以上、剰余金及びその積立金を含め、上記の要件の下に、残余財産を出資をした社員に対して出資額に応じて分配することとするものであること、以上のとおり認めることができる。上記認定事実によれば、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対して出資をした社員が退社した場合には、退社した当該社員は、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対し、自己が出資した額の限度でその返還を請求することができるのであり、基本財産並びに剰余金及びその積立金を含む総資産について持分の払戻しを請求することはできないものと解するのが相当である。被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会の原始定款8条は、「退社した社員はその出資額に応じ払戻しを請求する事が出来る」と定めていたところ、変更後の現行の定款8条も、「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる」と定めており、定款の文言上は基本財産並びに剰余金及びその積立金を含む総資産について持分の返還ないし払戻しを定めているかのように見える部分があるが、定款の全体の定め及びその趣旨にかんがみれば、そのようなことを定めたものと解することはできないのであって、「出資額に応じ」とは、社員の出資額が格別に異なることを想定した上、退社する社員が返還ないし払戻しを請求することができる出資は当該社員が出資したとする旨を明らかにしたものにすぎないというべきである。

- (2) そこで、控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対する出資金返還請求の当否について判断するに、前記引用に係る原判決摘示の前提事実によれば、Bが被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会(設立当時の名称は医療法人緑生会)の設立当時20万円を出資したこと、Bは平成13年6月14日死亡したこと、平成15年12月25日、Bの共同相続人である控訴人兼被控訴人(第1審原告)、D及びEの間で、Bの遺産全部を控訴人兼被控訴人(第1審原告)が取得する旨の遺産分割協議が成立したこと、以上の事実が認められ、これによれば、控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対する出資金返還請求は、20万円及

びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成16年2月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

- (3) 控訴人兼被控訴人(第1審原告)は、Aの出資金返還請求権を相続したとして、このことも請求原因に加えて被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対する出資金返還請求をするが、Aの出資金返還請求権は、同人が死亡した昭和57年10月3日から10年が経過しており、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会が当該時効を援用することにより消滅したものというべきであるから、上記の請求原因を理由とする控訴人兼被控訴人(第1審原告)の出資金返還請求は理由がない。この点に関する判断の詳細は、原判決24頁10行目から24行目までに説示するとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対する有益費償還請求について
- 当裁判所も、控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対する有益費償還請求は、いずれも理由がないからこれを棄却すべきであると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄中の「第3 当裁判所の判断」の2(原判決33頁8行目から35頁19行目まで)に説示するとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決33頁13行目から14行目にかけて、34頁3行目及び17行目の各「商法268条の2」をいずれも「会社法852条」に、34頁3行目、6行目及び12行目の各「代表訴訟」をいずれも「責任追及等の訴え」に、8行目の「267条1項、3項」を「847条1項、3項」に改める。)
- 3 控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人(第1審被告)Y2及び同Y3に対する不法行為による損害賠償請求並びに被控訴人(第1審被告)群馬県に対する国家賠償法1条1項に基づく請求について当裁判所も、控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人(第1審被告)Y2及び同Y3に対する不法行為による損害賠償請求並びに被控訴人(第1審被告)群馬県に対する国家賠償法1条1項に基づく請求は、いずれも理由がないからこれを棄却すべきであると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄中の「第3 当裁判所の判断」の3(原判決35頁20行目から45頁9行目まで)に説示するとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決35頁24行目及び43頁1行目の各「仮理事の申請」をいずれも「仮理事選任の申請」に、37頁7行目の「甲33」を「甲27の2、甲33」に、38頁3行目及び41頁10行目の各「平成10年3月26日」をいずれも「平成10年3月20日」に改める。)
- 4 当審における控訴人兼被控訴人(第1審原告)及び同補助参加人の主張に対する判断
- 控訴人兼被控訴人(第1審原告)及び同補助参加人は、前記第2の3のとおり主張する。
- しかしながら、前記第2の3の(1)については、前記のとおり、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会の定款によれば、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対して出資をした社員が退社した場合には、退社した当該社員は、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対し、自己が出資した額の返還ないし払戻しを請求することができるにとどまるのであり、剰余金及びその積立金を含む総資産について持分の払戻しを請求することはできないものと定められているのであるから、控訴人兼被控訴人(第1審原告)及び同補助参加人の上記主張は採用の限りでない。
- また、前記第2の3の(2)については、被控訴人(第1審被告)Y2が不法な意図を持ってBとその同調者を排除したなどの控訴人兼被控訴人(第1審原告)及び同補助参加人の上記主張を認めるに足りる的確な証拠はなく、控訴人兼被控訴人(第1審原告)及び同補助参加人の上記主張を採用することはできない。
- さらに、前記第2の3の(3)についても、上記のとおりその前提を欠くものであり、控訴人兼被控訴人(第1審原告)及び同補助参加人の当該主張を認めるに足りる的確な証拠はなく、控訴人兼被控訴人(第1審原告)及び同補助参加人の上記主張を採用することはできない。

第4 結論

以上の認定及び判断の結果によると、控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人兼控訴人(第1

審被告) 医療法人愛全会に対する出資金返還請求は、そのうち20万円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成16年2月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める部分につき理由があるから、その限度でこれを認容すべきであるが、その余は理由がなく、控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対する有益費償還請求も理由がないからこれらを棄却すべきであり、控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人(第1審被告)Y2及び同Y3に対する不法行為による損害賠償請求並びに被控訴人(第1審被告)群馬県に対する国家賠償請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却すべきである。よって、被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会の控訴に基づき、原判決中、当裁判所の上記判断と符合しない控訴人兼被控訴人(第1審原告)の被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会に対する出資金返還請求に関する部分を上記の趣旨に変更し、控訴人兼被控訴人(第1審原告)の控訴をいずれも棄却することとし、なお、控訴人兼被控訴人(第1審原告)補助参加人と被控訴人(第1審被告)ら〔被控訴人兼控訴人(第1審被告)医療法人愛全会を除く。〕との間の補助参加によって生じた費用については、原審がその負担の裁判を脱漏したから、民事訴訟法258条4項により、控訴裁判所である当審が、補助参加によって生じた費用の総費用について第1、2審を通じてその負担の裁判をすることとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 渡邊等 裁判官 高世三郎 西口元)

タイトル

最高裁判所第一小法廷平成20年(受)第1809号出資金等返還、損害賠償事件(一部破棄差戻し)
(一部棄却、却下)

平成22年4月8日判決

【裁判所ホームページ最高裁判所判例集】

【社団である医療法人が退社した社員に対して返還する出資金の返還額】

本文

判 決 (平成22年4月8日言渡)

主 文

- 1 原判決中、上告人敗訴部分のうち、Bの出資に係る出資金返還請求に関する部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人のその余の上告を却下する。
- 4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人浅見昭一、同浅見雄輔の上告受理申立て理由について

- 1 本件は、上告人が、医療法人である被上告人に対し、被上告人に出資したB及びBが死亡したことにより発生した出資金返還請求権を相続等により取得したなどとして、出資金の返還等を請求する事案である。
- 2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。
 - (1) 被上告人は、昭和32年、Aが442万5600円を、その妻であるBが20万円をそれぞれ出資して設立された社団たる医療法人であり、A及びBは、被上告人の社員であった者である。上記出資以外に被上告人への出資はない。
 - (2) 被上告人の定款(以下「本件定款」という。)には、次のような規定があった。
 - ア 被上告人の社員は、総会の決議等によるほか、その死亡によって社員の資格を失う(6条)。
 - イ 退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる(8条)。
 - ウ 被上告人の目録に記載された一定の財産を基本財産とし、特別の理由がある場合にされる総会の決議によらなければ、基本財産を処分してはならない(9条)。また、被上告人において剰余金を生じた場合は、総会の決議を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ又は医療機器等の購入に充てる(15条)。
 - エ 被上告人が解散した時の残余財産は、総会の決議を経て、かつ、群馬県知事の認可を得て払出資額に応じて分配する(33条)。
 - (3) Aは昭和57年10月3日に、Bは平成13年6月14日に、それぞれ死亡し、被上告人の社員の資格を失った。
 - (4) 上告人、D及びEは、AとBの子である。
D及びEは、平成15年12月25日、上告人に対し、Aの死亡に伴って取得した被上告人に対する出資金返還請求権を贈与した。また、同日、上告人、D及びEの間において、Bの遺産全部を上告人が相続する旨の遺産分割協議が成立した。
 - (5) 上告人は、平成16年1月20日、A及びBの各出資に係る出資金の返還等を求めて本件訴えを提起した(以下、A及びBの各出資に係る出資金返還請求をそれぞれ「A分の出資金返還請求」、「B分の出資金返還請求」という。)
 - (6) 被上告人は、同年4月16日の口頭弁論期日において、A分の出資金返還請求権につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。
- 3 原審は、上記事実関係の下において、上告人の上記各出資金返還請求について、次のとおり判断した。
 - (1) 本件定款は、被上告人が存続して病院を経営している間は、定款で定める基本財産を維持し、医療法54条が剰余金の配当を禁止している趣旨を踏まえ、剰余金が生じても、被上告人がこ

れをそのまま保有することとし、被上告人に出資した社員（以下「出資社員」という。）が退社した場合には、「返還」という文言を使用して、出資を払い戻すことを認めるにとどめたものである。本件定款8条は、出資社員が退社した場合、当該出資社員が、自己が出資した額の限度でその返還を請求することができることを定めたものと解するのが相当である。Bは、被上告人の設立時に20万円を出資したので、上告人の請求のうち、B分の出資金返還請求は、20万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

- (2) A分の出資金返還請求権は、Aが死亡した昭和57年10月3日から10年の経過により時効により消滅した。したがって、上告人の請求のうち、A分の出資金返還請求は、理由がない。

4 しかしながら、原審の上記(1)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

- (1) 医療法（平成18年法律第84号による改正前のもの）44条、56条等に照らせば、同法は、社団たる医療法人の財産の出資社員への分配については、収益又は評価益を剰余金として社員に分配することを禁止する医療法54条に反しない限り、基本的に当該医療法人が自律的に定めるところにゆだねていたと解されるところ、本件定款は、8条において「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」と規定するとともに、33条において被上告人の解散時における出資者に対する残余財産の分配額の算定について「払出資額に応じて分配する」と規定する。本件定款33条が、被上告人の解散時においては、被上告人の残余財産の評価額に、解散時における総出資額中の各出資者の出資額が占める割合を乗じて算定される額を各出資者に分配することを定めていることは明らかであり、本件定款33条の「払出資額に応じて」の用語と対照するなどすれば、本件定款8条は、出資社員は、退社時に、同時点における被上告人の財産の評価額に、同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求することができることを規定したものと解するのが相当である。

本件定款における基本財産の規定（9条、15条）は、出資金返還請求権の額の算定の基礎となる財産の範囲や返還額の限度について定めたものとは解されないから、上記各規定は、上記判断に影響を及ぼすものではない。

- (2) 以上によれば、B分の出資金返還請求権の額は、Bが死亡した平成13年6月14日の時点において既にAの死亡によりA分の出資金返還請求権が発生している以上、これを負債として控除して算定される被上告人の財産の評価額に、Aの出資額を除いて計算される総出資額中のBの出資額が占める割合である20万分の20万を乗じて算定されることとなり、同時点より後に、A分の出資金返還請求権につき消滅時効が援用されて、同請求権が消滅したとしても、B分の出資金返還請求権の額が増加することはないと解すべきである。

5 以上と異なる原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

論旨はその趣旨をいうものとして理由があり、原判決中、上告人敗訴部分のうち、B分の出資金返還請求に関する部分は破棄を免れない。

そして、B分の出資金返還請求権の額、被上告人が過去に和議開始の申立てをしてその後再建されたなどの被上告人の財産の変動経緯とその過程においてBらの果たした役割、被上告人の公益性・公共性の観点等に照らすと、上告人の請求は権利の濫用に当たり許されないことがあり得るといふべきである。したがって、B分の出資金返還請求権の額や上告人の請求が権利の濫用に当たるかどうか等について、更に審理を尽くさせるため、同部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。

なお、上告人は、A分の出資金返還請求及び有益費償還請求に関する部分についても上告受理の申立てをしたが、その理由を記載した書面を提出しないから、同部分に関する上告は却下することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官宮川光治、同金築誠志の各補足意見がある。裁判官宮川光治の補足意見は、次のとおりである。

1 法廷意見のとおり、平成18年改正前（以下「改正前」という。）の医療法は、社団たる医療法人の

財産の出資社員への分配に関し、54条に反しない限り、私的自治（自律）にゆだねていると解される。したがって、定款において、出資した社員は当該社団たる医療法人の資産に対し出資額に応じた持分を有するものとし、当該社団たる医療法人が解散した場合は、出資した社員は出資持分に相当する残余資産の分配を受けることとするとともに、社員資格を喪失した場合においても、同様に、当該社員は出資持分に相当する資産の払戻しを請求することができることと定めることができる。行政解釈及び税務解釈はこれを是認しており、裁判例もこの解釈を支持している（東京高判平成7年6月14日高民集48巻2号165頁等）。昭和25年8月9日医発第521号厚生省医務局長発各都道府県知事あて通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」に添付された定款例（以下「モデル定款」という。）は、第9条において「退社した社員は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」、第36条において「本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。」と規定しているが、これは、上記趣旨の定款例を示したものであり、このモデル定款に従い、改正前医療法の下では、多数の持分の定めのある社団たる医療法人が設立されてきたのである。医療法人の数は、平成21年3月31日現在4万5396であるが、持分の定めのある社団は4万3234であり、約95パーセントを占めている。なお、いわゆる一人医師医療法人の数は3万7878に達している。本件定款は、記録によればモデル定款に依拠して作成されたものと認められるところ、その第8条の「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」とは、モデル定款第9条と同義であると解される。

医療事業を法人化する場合において、非営利性の貫徹を志向するとともに経営の継続性・将来性を確立しようとする場合は、財団、持分の定めのない社団という法人形態を選択することができる。また、いったん持分の定めのある社団として設立した場合であっても、後に、定款を変更することにより持分の定めのない社団に移行することができる。近年、厚生労働省は、社員の退社時における持分払戻請求権及び解散時における残余財産分配請求権について払込額を限度とすることを定款において明らかにするという出資額限度法人を、定款案を示して勧奨しており（平成16年8月13日医政発第0813001号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）、出資額限度法人としての設立例及びこれへの移行例もみられる。平成18年改正医療法の下では、施行日の平成19年4月1日以降新たに医療法人を設立認可する場合、その形態は、財団法人か持分の定めのない社団法人のみとなったが、従前の定款の規定は有効とされており、持分の定めのある社団法人は存続している（同法附則10条2項）。

原判決は、改正前の医療法は、医療法人が存続する場合と解散する場合を峻別しているという解釈を示し、医療法人が存続してその開設する病院を経営する限り、剰余金及びその積立金の利益処分の実質を有する行為を禁止していると解するのが相当であり、したがって、社員が退社した場合にも剰余金及びその積立金の全部又はその一部を払い戻す行為も禁止していると解するのが相当であるとしている。この判断は、医療法の解釈を誤っており、昭和25年以来の医療法人制度の法的安定性を動揺させるおそれがあり、是認できない。

- 2 持分の定めがある社団たる医療法人において、出資社員の退社による返還請求額が多額となり医療法人の存続が脅かされるという場合があり得るとしても、当該医療法人の公益性を適切に評価し、出資者が受ける利益と当該医療法人及び地域社会が受ける損害を客観的に比較衡量するという、権利濫用法理の適用により妥当な解決に至ることが可能である。とりわけ、当該医療法人が過去において債務超過かそれに近い状態に陥り、後に関係者の努力により再建されて現在の資産状態が形成され、その資産形成には当該社員が貢献していないというような事案では、当該社員の出資持分に相当する資産の返還請求は権利の濫用となり得るものと考えられる。裁判官金築誠志の補足意見は、次のとおりである。
- 1 本件定款のような規定を持つ医療法人における退社した社員の財産上の請求権については、租税上の取扱いを含めた長年にわたる行政実務及び多くの裁判例を通じて、退社時の法人財産評価額に対する出資割合に応じた金額の請求権を意味するものと解されてきた。医療法人の存続を優先的に考える見地からの原判決のような解釈は、その意図は理解できなくはないものの、今卒然とこうした解釈を

採用することは、本件定款と同様の規定を有する極めて多くの医療法人の出資者等に対し、予期せざる重大な不利益を及ぼすおそれがあり、著しく法的安定性を害するものといわざるを得ない。私が、原判決を支持できないと考える最大の実質的な理由は、ここにある。

本件において本判決の判示する方法によって算出される金額の出資金返還請求を認容することが、従来の経緯、被上告人存続の見地等から不当であると判断される場合には、権利濫用等の法理の適用を検討するのが採るべき道であると考え。

- 2 ところで、第1審判決は、被上告人における退社社員の出資金返還請求権につき、本判決と同様、被上告人の財産評価額に出資割合を乗じた額の請求権であると解した上で、A分の出資金返還請求権が時効により消滅したことにより、同請求権は、Aの死亡時点に遡って存在しないものと扱われるから、B分の出資金返還請求権の範囲は、A分の出資金返還請求権を負債として考慮しない被上告人の純資産全部に及ぶとしている。しかしながら、B分の出資金返還請求権は、Bの死亡退社により当然に、具体的な金銭請求権として、すなわち具体的な金額の確定した請求権として成立するのであり、その計算の基礎となる純資産の額は、その当時に負債として存在したA分の出資金返還請求権を控除したものでなければならず、その後弁済までの間に、同請求権の消滅時効が完成し、援用されたからといって、B分の出資金返還請求権の金額を再計算すべき理由はないといわなければならない。第1審判決は、Aの死亡により被上告人の社員はB一人となり、Bが被上告人の純資産全部に対し出資持分を有することになったことをもって、A分の出資金返還請求権の時効消滅による純資産の増加分もB分の出資金返還請求権の対象になる根拠としているが、Bの死亡後は、上記のようにBの持分は具体的な出資金返還請求権に変換しており、被上告人の資産に対する割合的な権利というものが残存しているわけではないのであるから、同請求権の金額は、Bの死亡後に生じた事由による資産の増減に伴って変動するものではないと解すべきである。

(裁判長裁判官 櫻井龍子 裁判官 宮川光治 裁判官 金築誠志 裁判官 横田尤孝
裁判官 白木勇)

〔出資金返還請求額〕

最高裁第一小法廷＝平成 22 年 4 月 8 日判決

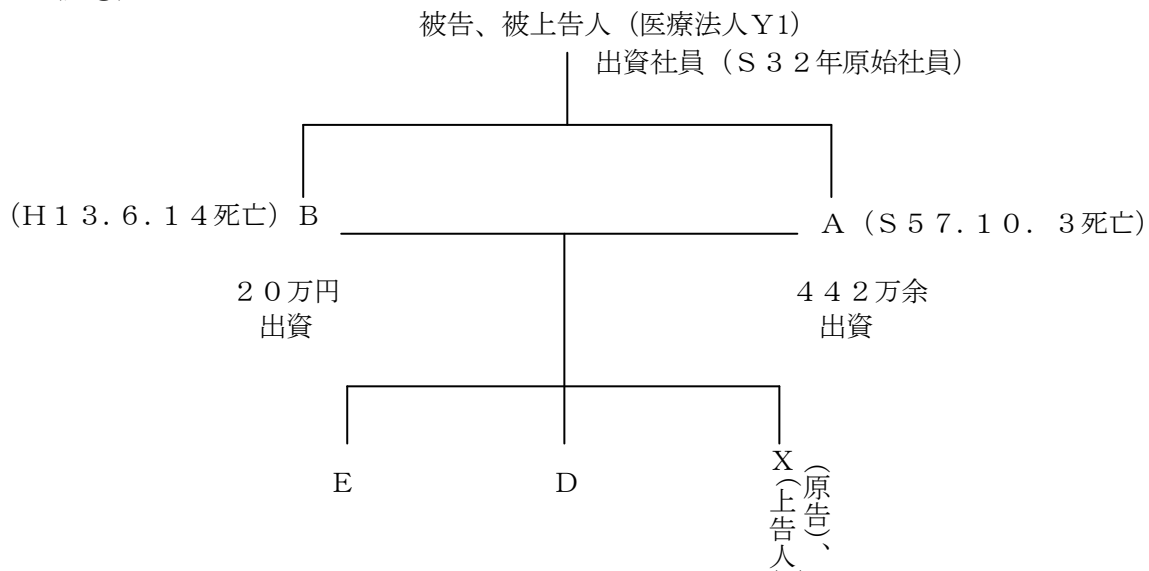
平成 20 年 (受) 第 1809 号

税理士 安部 勝一

〔はじめに〕

出資持分の有る社団医療法人が死亡退社した社員に対して返還する出資金の返還額いわゆる出資払戻請求権の額について最高裁第一小法廷で判決がなされた。本件は「退社せる社員はその出資額に応じ払戻しを請求することができる。」の解釈についてであります。先ずAの死亡から10年経過後のAの出資払戻請求権は時効が成立していることは一審判決で確定しました。次に、Aの出資持分が誰れに帰属するか、又、Bの出資金返還額はいくらが妥当かで一審、控訴審で判決が分かれることとなりましたが、上告審では、一審、控訴審それぞれの判決について参考とならないとして最高裁で判決がでました。

(図①)



◎そもそもA及びBに対し相続人による相続税申告はされていなかったものと考えられる。

I. 一審 (前橋地裁)

Aの出資持分が出資社員であるBへ帰属する。よってその額 49,893 万余円の出資金返還請求額の支払となる。

II. 控訴審 (東京高裁)

Bの出資金返還額は出資額 20 万円可とする。

III. (上告審：最判)

上告人：医療法人の原始社員で、出資社員であったA・Bの相続人 (A・B夫婦の子供) X

被上告人：医療法人 Y1

本件はA (昭和 57 年 10 月 3 日)・B (平成 13 年 6 月 14 日) の死亡を原因とする退社に伴うA・Bの出資金の返還その他多数の訴訟が係属し、非常に錯綜して、争点も多岐にわたっているが、出資金返還請求を対象にまとめてみる。

〔事案の概要〕

1. 医療法的前提条件

医療法 41 条「必要な資産」

" 54 条「剰余金配当禁止」

" 56 条①「残余財産の帰属者」

" 56 条②「残余財産の処分」

" 56 条④「残余財産の国庫帰属」

上記各規定によれば、医療法は医療法人が存続してその開設する病院等を経営する限り、医療を提供する体制の確保を図る（医療法1条）ために、医療法人の自己資本を充実させ、剰余金の利益処分を禁止しているのである（医療法54条）。このように医療法は、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する場合と医療法人が解散した場合とを峻別し、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する限り、医療法人の自己資本を充実させることとして、剰余金の利益処分を禁止しているのである。

2. 定款の内容（抜粋）

（第8条）

退社せる社員はその出資額に応じ払戻しを請求することが出来る。

（第9条）

医療法人の資産を基本財産とそれ以外の財産（運営財産）とに明確に区分し、これらについて内訳書を作成するなどして明確に区分して管理することとし、基本財産は原則として処分してはならない。

（第15条）

決算の結果剰余金を生じた時は総会の決議を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ若しくは新医療機器、医学研究の為の書籍等買入に当てる。

（第33条）

本団体が解散した時の残余財産は総会の決議を経、且つ、知事の認可を得て払込出資額に応じて分配するものとする。

3. 医療法人（医療法人）の事実関係

- (1) 医療法人はもともと個人病院を経営していたAが妻Bとともに保有していた資産を出資（Aは442万余円を、Bは20万円をそれぞれ出資）して、昭和32年に設立された。Aは医療法人が設立された後、長く理事長として医療法人を経営してきた。
- (2) 医療法人は遅くとも昭和48年以後、借入金の増大等に伴って経営が悪化していった。そのような状況の中、昭和53年5月ころ、医療法人に労働組合が結成され、理事長であったAに対し、同人の退任等を要求したり、医療法人が保険診療報酬の水増請求をしている旨の内部告発をしたりなどするようになって、医療法人の経営状態はさらに悪化した。Aはしばらく医療法人の理事長の地位にとどまっていたが、同年12月、医療法人の理事長を辞任し、代わってBが理事長に就任した。その後、県の調査により、医療法人の診療報酬の水増請求の存在が明らかとなり、昭和54年12月1日、医療法人に対する保健医療機関の指定とAに対する保険医の指定がそれぞれ取り消された。このため、収入の大部分を保険診療報酬に依存していた医療法人は、極めて大きな打撃を被った。
- (3) もっとも、医療法人の経営する病院は、地域の精神科医療に携わるものとして重要な役割を担っていたため、これを存続させる必要があるとの県の意向もあって、昭和55年3月には、地元選出の県議会議員らが理事として医療法人の経営に関与するようになった。そのころBは同医療法人の理事長を辞任した。そして、同年4月には、医療法人に対して保健医療機関の再指定がなされた。しかし、医療法人の経営状態は好転しなかったため、同医療法人は昭和55年11月18日、和議の申立てをしたが、この申立ては、和議の認可には至らずに終局した。（具体的な終局事由は不明である。）その後、医療法人について法的な倒産処理手続が行われたことはない。
- (4) 以後の医療法人の経営について、AやBが実質的に関与することはなかった。
- (5) 上記認定のとおり、このような医療法人の経営状況の悪化がAやBの行動に起因するものであった可能性はある。

[本件、平成20年4月8日、最高裁第一小法廷(平成20年(受)第1809号)における退社時と、同時点の出資払戻(返還)請求額の解説]

Aの退社時は、昭和57年10月3日死亡により社員を退社。(モデル定款7条より)

次に、定款上、出資者としての地位及び持分の承継が規定されていないこと。Aから、相続人等に対し、出資金の譲渡があったとみなされるような資金の移動がないこと、及び相続人等に対し、贈与契約もないことから、本件Aについては、社員として死亡退社に伴う、出資払戻請求権の返還請求が考えられるところですが、当該返還請求権(金銭請求権として)は、退社から10年を経過することによって時効が成立しています。このように考えると、被上告人(医療法人)は、このAの時効消滅に関する社団の財産権は、資本金を構成し、すなわち出資持分有りの社団として存続(継続)することとなります。ここで、Aの死亡退社に伴う金銭請求権としての当該財産権は社団医療法人自体に帰属せざるを得ないと考えられます。(一部「新法人法入門 森泉章著」より)

そもそも、資本金を構成する出資持分は、当該医療法人の純資産に対する割合的持分(財産権)としての性質を有するものと考えられます。→すなわち、出資持分を医療法人がそのまま継続保有していると考ええる。

(本来医療法人の自己資本取得は認められていませんが、本件のように出資社員の金銭請求権が時効消滅により、しかし資本金として残在する以上は、例外的に自己資本取得は認められると考えざるを得ません。)

次にBの退社時は、平成13年6月14日の死亡時となります。本件Bの同時点の出資払戻請求権を相続人が相続することになり、当該出資払戻請求権がいくらかが争点となっています。この出資払戻請求額は、Bの出資20万円とは考えられません。再度定款8条の解釈を見てみましょう。

そうすると、B 死亡時 資産(平成14年3月31日)

(図②)	(単位千円)	
資産 341,128 不動産 225,910		負債 68,099 純資産 498,938
純資産 498,938 千円 $\times \frac{442\text{万円余}}{462\text{万円余}}$		$= 477,379 \rightarrow$ 「金銭請求権としての債務」負債
すなわち $= 21,559 \text{ 千円} \times \frac{20\text{万円}}{20\text{万円}}$		

≒21.559千円がBの相続人に対する出資払戻請求額となるものと考えます。

ここで、Bの出資は、被上告人の昭和55年11月18日、和議の申立て時点で消滅したのかの疑問が生じますが、被上告人について結果的には法的な倒産処理手続が行われず、又、Bの出資として憲法で保証している財産権が被上告人に存在している以上退社時点での被上告人の財産の評価額に、同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額と考えます。

なお、本件部分は最高裁から東京高裁に差し戻され東京高裁で裁判上の和解に入っていますが、Bへの返還額(出資払戻請求額)がBの出資20万円と考えることはできません。

本件の裁判後の対策としては、出資持分なしへの組織変更すべきであります。現況医療法人の構成員から相法66④の適用はありません。

[権利の濫用について]

最高裁第一小法廷から差し戻しで東京高裁で審理されることとなっていた、本件権利の濫用については東京高裁で裁判上の和解に入っていることから、判断しません。

医療法人の社員の退社について

厚生省健康政策局指導課長回答より

医療法人の社員については、社団の医療法人に存在するものであるが、社員の身分は社員総会の承認を得て取得することとなる。出資持分とは、法人の設立時等に出資した額に応じて法人の資産に対して持分相当の財産権を持つというものである。

出資持分を持っている社員が社員資格を喪失した場合は、その持分に相当する資産の払戻しを請求する権利を有することとなる。また、法人が解散した場合についても、残余財産の分配の権限を有することとなる。

しかし、この出資持分については、社員の身分を保持している状況では財産権に対する権限の行使はできないものであり、あくまで社員資格の喪失等の事由が生じた時に限り、払戻しを請求する権利が生じるものである。(本件判例のポイント)

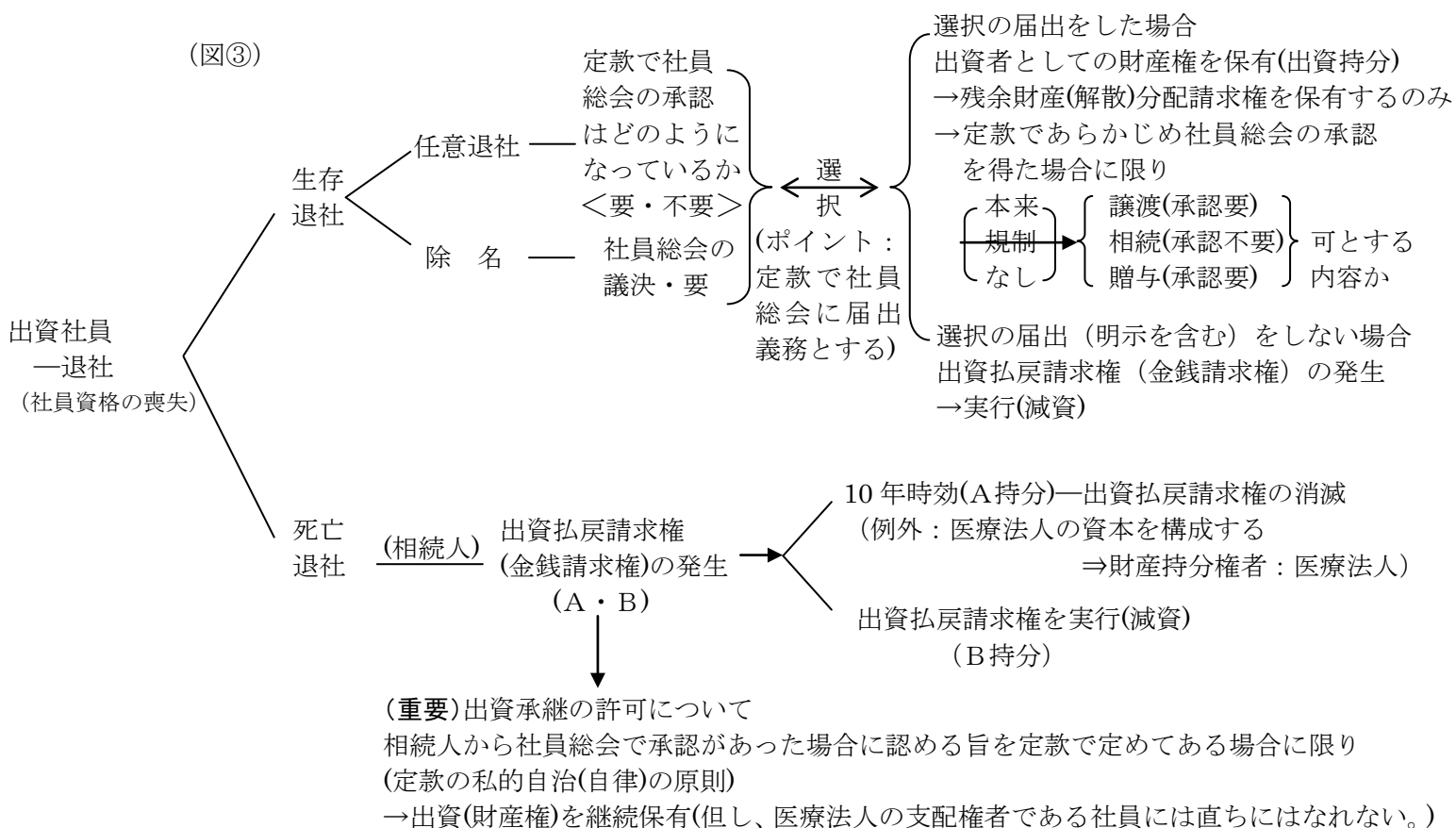
また、定款には、必要的記載事項として「社団たる医療法人にあっては、社員資格の得喪に関する規定」を必ず定めることとしている。

つまり、社員が退社する場合は定款に基づき処理されなければならない、これを拒否する理由に関して医療法等の法的根拠はないと判断する。

このことから、定款に「社員の退社については社員総会の同意を要する」と記載し、知事の認可を受ければ良い。(私見)

まとめ

〔 退社社員の出資についての理解 (私見) 〕



A・Bの表示は本件判例の原始出資社員である。

⊗金銭請求権(金銭債権)は、その時点で金銭に見積もることができる経済的価値のある権利として評価される額と考える。

[判決 ポイント]

4. 定款8条「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」の解釈

この定款8条の解釈は、出資社員は、退社時に同時点における財産の評価額に、同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求することができることを規定したものと解するのが相当であるとしている。(最判)

(定款8条の理解：重要)

I. 旧 社団医療法人(経過措置型医療法人)の理解(私見)

旧社団医療法人(平成19年4月1日前に設立された医療法人。)で現在でも95%強が持分の定めのあるもの(すなわち一般的な社団医療法人をいいます。)を経過措置型医療法人といいます。この医療法人の理解について次の文言

すなわち1. 出資社員 2. 出資者 3. 社員についてです。

1. 出資社員

出資社員とは、当医療法人への出資者であり、かつ、社員として社員総会で承認された個人をいいますが、一般的には原始出資者は、社員総会でも社員として承認されています。

出資社員は $\left\{ \begin{array}{l} \text{退社時の出資払戻請求権} \\ \text{法人解散時の残余財産分配請求権} \end{array} \right\}$ の財産権を併せ持つ者

2. 出資者

出資者とは、当医療法人の財産権を所有する者で、当医療法人に資本金として出資した者であり個人に限らず会社(法人を含む)も認められます。又、憲法第29条(財産権)により出資者は財産権が保証されていますが議決権に制限のある者です。但し、出資者は、剰余金の配当禁止となり、又、残余財産分配請求権のみ(定款上、出資払戻請求権はありません。)を保有します。

3. 社員

医療法人の社員は出資者とは切り離され社員総会で承認を得た個人(自然人)に限ります。なお、社員は、当該医療法人の重要事項についての議決権のある者であり、すなわち当該医療法人の支配権者といえる。

4. 社団医療法人の実務(定款の私的自治(自律)の原則) —— 会社と考え方を異にします。

(1) 医療法50条①②の理解

(2) 理事の職務(旧民法53条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律76条①)

理事は医療法人の業務について執行しますが、定款(医療法人の憲法)への違反行為は認められません。

(3) 社員の役割(医療法48条の4、医療法人運営管理指導要綱)

社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権を行使する者であります。すなわち、社員が医療法人を支配することとなります。

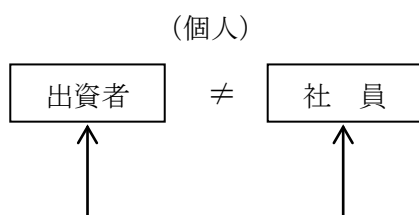
(4) 問題点(出資者名簿の備え置き等)

出資者について(定款の内容について不足している事項)

①出資者名簿の備え置き義務なし。

②出資の移動 $\left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡制限} \\ \text{贈与の届出} \end{array} \right\}$ について社員総会への承認規定なし。

③出資社員については、出資の相続承継の規定なし。



(会社 (法人含む)) は、
出資者に限定される。

⊗ 出資者は議決権に制限のある者です。

但し、同一人の場合に限り出資社員という。

医療法人の出資持分払戻額はいくらが妥当か

要旨

医療法人は剰余金配当禁止の規定がある関係上、法人の内部留保金額 (剰余金) が多額になる。この場合出資持分払戻について十分な対策を立てないと医療法人の存続が危ぶまれることになる。その対策はいかにすべきか。

医療法人の出資持分払戻額について考察する。

医療法第54条では、医療法人は剰余金の配当をしてはならないと規定し、剰余金の配当を禁止している。

しかし、同法56条において、解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄付行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。とし、当然に出資者に帰属するものとはしていない。

又、医療法は、医療法人の営利性を否定している。ここに社員資格を喪失した者に、その出資額に応じて、払戻を行為した場合に剰余金の配当とみなされるのではないかと考えられないでもないが、しかしこの場合出資持分の評価については、昭63・4・25名古屋地裁61行ウ6号、平元・2・27名古屋高裁63行コ9号、昭53・4・17東京地裁51行ウ107号、昭54・4・17東京高裁53行コ35号が参考となる。この中で通常の場合医療法人は右収益事業を行っている点において特に一般の私企業とその性格を異にするものとは考えられないとしている。又、昭和54年東京高裁において医療法人は払戻しを請求された持分の比重が大きいため払戻原資に不足し解散のやむなきに至るということはありうることに思われ、そのような事態は医療法の目的に照らし、必ずしも望ましいといえないことはいうまでもないが、さりとして特定の医療法人の解散がつねに人々にとって適正な医療を与えられる機会を奪うことになることを意味するとまでいうことはできないし、その一方税負担の適正公平ということはそれ自体極めて重要な要請であるから、医療法人が解散のやむなきに至ったとしても・・・と判示している。

尚、社員資格を喪失した者は、その退社時の法人財産評価額に対する出資割合に応じた金額の請求権を意味するものと解されるが、その方法によって算出される金額の出資金返還請求を認容することが、医療法人の従来 of 経緯、存続の見地等から不当であると判断される場合には、権利濫用等の法理の適用を検討すべきであると考えられる。

【出資払戻請求権に関する法律規定】

税理士 安部 勝一

民法

(時効の効力)

第 144 条

時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(債権等の消滅時効)

第 167 条第

1 項

債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 項

債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

(持分の放棄及び共有者の死亡)

第 255 条

共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する。

(組合員の除名)

第 680 条

組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によってすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

(脱退した組合員の持分の払戻し)

第 681 条

1 項

脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退の時点における組合財産の状況に従ってしなければならない。

2 項

脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。

3 項

脱退の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。

会社法

(退社に伴う持分の払戻し)

第 611 条

1 退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができ

る。ただし、第 608 条第 1 項及び第 2 項の規定により当該社員の一般承継人が社員となった場合は、この限りでない。

2 退社した社員と持分会社との間の計算は、退社の時点における持分会社の財産の状況に従ってしなければならない。

- 3 退社した社員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。
- 4 退社の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。
- 5 社員が除名により退社した場合における第2項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「退社の時」とあるのは、「除名の訴えを提起した時」とする。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第664条

清算持分会社は、当該清算持分会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を社員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。